

## 第3章 流域下水道

## 第3章 流域下水道

### 3-1 沿革

#### 1 多摩地域の下水道事業のはじまり

多摩地域の下水道計画は、戦後の急激な人口増加と産業の発展による市街化の拡大に対処するため、昭和25年に武蔵野市で始まった。当時は、公害問題も表面化しておらず、雨水及び雑排水の排除を主な目的としていた。その後、昭和28年度から34年度にかけて八王子市の中心部、立川市の市街地部、日野市の多摩平地区、三鷹市東部地区が順次公共下水道として都市計画決定され事業に着手した。この頃より、多摩地域は、人口増加による市街化が激しくなり、緊急に雨水及び雑排水の排除が必要となっていた。

このため都は、多摩地域の市街地の秩序ある発展と生活環境の向上を図るため、昭和33年から34年にかけて北多摩地区で下水道計画の基礎となる「用排水実態調査」と「下水道基本調査」を行い、基本調査の結果を市町村の下水道計画に対する指導指針とした。

これらの調査では、下水道の計画人口を約171万人、一日一人当たりの汚水量を300リットル、降雨強度は一時間当たり40ミリ程度とし、排除方式は、事業実施中の処理区を除き、原則として分流式を採用することとした。

昭和30年代後半から40年代前半にかけては、人口増加と工場進出などの一層の激化により、「用排水実態調査」と「下水道基本調査」は、実態に合わなくなり、新たな計画の策定が必要となった。

このため、昭和38年10月、都は市町村の協力を得て、長期的・広域的な環境整備計画と事業計画並びに実施方法の策定を目的とした「三多摩地区環境整備対策連絡協議会」（会長：副知事）を設置した。

下水道部門は、都が三多摩地域の下水道計画案を作成し、本協議会にはかり了承を得るという方針に基づいて、昭和42年2月「三多摩地区総合排水計画（第一次）」の都案を決定した。

この下水道計画は、都が中小河川と広域幹線排水路（北多摩一号幹線排水路、北多摩二号幹線排水路）、市町村は汚水処理施設と管きょ等を整備するというものであり、広域幹線排水路は、各市町村の汚水処理施設から放流される処理水と区域内の雨水を集水して多摩川に流すという河川としての性格が強いものであった。

#### 2 流域下水道事業のはじまり

「三多摩地区総合排水計画（第一次）」に基づいて、国は、市街地の健全な発展と公共用水域の水質の保全のため、市町村の区域を越えた広域的下水道の整備が急務であるとして、昭和43年2月の建設省都市局長通達で、都道府県が流域下水道の事業主となるよう方向を明らかにした。これを受けて都は、同年6月の首脳会議をもって流域下水道の建設事業は下水道局が主管することと決定した。

これらの背景のもとに、昭和43年9月に関係市町村との協議会において「三多摩地区総合排水計画（第

二次)」が承認された。

この計画では、都は中小河川、流域下水道の幹線及び処理場(平成16年4月より「水再生センター」に名称変更)の整備、市町村は一般の下水道及び流域関連の下水道の整備とし、排除方式は、急激な人口増と著しい市街化により雨水排除と汚水処理を平行して行わざるをえなかったため、原則として合流式(特に北多摩地域)を採用することとした。この計画が、今日の多摩川流域下水道計画の母体となっている。

昭和43年までの流域下水道計画は、わずかに北多摩一号処理区の幹線管きょが都市計画決定されているにすぎなかったが、多摩地区の流域下水道事業の所管が下水道局に決定し、「三多摩地区総合排水計画(第二次)」に基づく事業が急がれることとなった。同時に昭和40年代半ばには、多摩川の汚染が一層深刻になり社会問題化していた。そして、昭和45年には下水道法改正があり、下水道の目的に「公共用水域の水質の保全」が付加され、流域下水道は公共下水道の基幹施設として、水質保全に大きな役割を果たすこととなった。

昭和45年9月、多摩川・荒川などの都内の主要な河川は公害対策基本法に基づいて、水質環境基準の類型指定が定められた。このため、これらの水域は下水道法第2条の2の規程により、下水道整備に関する総合的な基本計画、すなわち「流域別下水道整備総合計画」を策定することとなった。

この計画は、水質環境基準を達成、維持するための下水道の整備を最も効果的に実施するために当該流域における個別の下水道計画の上位計画として位置づけられるものである。

都においては、計画区域を区部及び多摩地域とする「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」(以下、「流総計画」)を策定し、昭和55年3月に建設大臣承認を受けた。

しかし、流総計画については20年後を目標としつつ中間年次に見直しをすることとなっていたため、都は昭和63年度を基準年として平成元年度から見直し作業を行い、平成7年8月に国に計画を申請し、平成9年5月に承認を受けた。

この計画では、多摩地域の計画区域面積を59,162ha、計画人口386万人、基礎家庭における一日一人当たり汚水量を300リットルとしている。また、各処理場からの放流水質は、多摩川及び荒川の水質環境基準の達成を目標として、多摩川水系で1リットル当たりBOD8mg以下、荒川水系で1リットル当たりBOD10mg以下と定めた。

さらに、本流総計画では、環境庁より東京湾の窒素・りんに係わる水質環境基準を達成する観点から、計画を見直しするよう付帯意見が付けられている。これらを受けて「流総計画」は、平成10年度から人口・産業等の基礎フレーム、汚水量及び下水道計画区域等を含め検討を重ねた。加えて、平成17年に東京湾など閉鎖性水域の水質を改善するため下水道法施行令の改正もあり、約10年ぶりに計画の見直しを行い、平成22年3月に国に計画を申請し、平成21年7月に同意を得た。主な変更点は①計画下水量の見直し、②窒素、りんなどの目標水質を新たに設定、③老朽化した処理場がある市の単独処理区(八王子市北野処理区、立川市錦町処理区、三鷹市東部処理区)を流域下水道に編入することとしている。

この計画では、多摩地域の計画区域面積を56,757ha、計画人口401万人、基礎家庭における一日一人当

たり汚水量を270リットルとしている。また、各処理場からの放流水質は、多摩川及び荒川の水質環境基準の達成を目標として、多摩川水系、荒川水系で1リットル当たりBOD6mg以下と定めた。

### 3 流域下水道事業の重点的な実施

事業費の推移は、昭和52年12月の「東京都財政3か年計画－1997」に基づき、昭和53年度を初年度とする3か年に、総額680億円を投資し、多摩川水系と荒川水系の流域下水道を、関連市町の公共下水道と整合させながら、強力に建設を進めることとしたのをはじめ、昭和56年2月の「マイタウン東京’81東京都総合実施計画」においては、昭和56年度から3か年間に760億円の事業費を投資することとした。

さらに、昭和57年10月には「東京都長期計画マイタウン東京－21世紀をめざして」が策定され、昭和56年度からの10か年における総事業費を2,740億円とした。

その後、東京都長期計画の着実な推進を図ることを目的に、昭和58年10月に「マイタウン東京’83東京都総合実施計画」が策定され、昭和58年度からの3か年の事業費を720億円とした。さらに、昭和59年10月の「マイタウン東京’85東京都総合実施計画」では、昭和60年度からの3か年の事業費を、610億円とした。

昭和61年11月には「第二次東京都長期計画 マイタウン東京－21世紀への新たな展開」が策定され、昭和61年度からの10か年における総事業費を2,740億円とした。これを受けて、昭和62年11月に「マイタウン東京’87東京都総合実施計画」を策定し、昭和62年度からの3か年における事業費を860億円とした。また、昭和63年10月には、第二次東京都長期計画の着実な推進を図ることを目的とし、「マイタウン東京’89東京都総合実施計画」を策定し、平成元年度から3か年の事業費を940億円とした。

平成2年11月には「第三次東京都長期計画マイタウン東京－21世紀をひらく」が策定され、平成3年度からの10か年における総事業費を2,804億円とした。これを受けて、平成3年11月に「マイタウン東京’91東京都総合実施計画」を策定し、平成3年度からの3か年における事業費を877億円とした。また、平成4年11月には、第三次東京都長期計画の着実な推進を図ることを目的とし、「マイタウン東京’93東京都総合実施計画」を策定し、平成5年度からの3か年における事業費を865億円とした。

平成7年11月には「生活者の視点の重視」を基本理念とした「とうきょうプラン’95－生活都市東京をめざして」が策定し、平成7年度からの3か年における事業費を855億円とした。

さらに、平成9年2月には「生活都市東京の創造」を基本目標とし、平成8年度から平成17年度のおおむね10年間を対象期間とした都の基本構想である「生活都市東京構想」を策定した。

また、平成9年11月には、生活都市東京構想に掲げる目標の実現に向けた、平成10年度から3か年に重点的に取り組むべき重点課題について計画化した「生活都市東京の創造 重点計画」を策定した。

平成10年11月には、東京をめぐる社会経済情勢の激しい変化を踏まえ、平成11年度から3か年を対象期間とした「生活都市東京の展開 改訂重点計画」を策定した。

その後も厳しさを増す下水道財政の中にあって、都民サービスの更なる向上、より一層の事業の効率化・重点化の観点から事業全般の進め方を見直すとともに、50年先を展望した下水道事業の取組方針を示

すため、平成13年に「下水道構想2001」を策定した。

この構想を基本に、下水道事業を遂行していく上での指針とするとともに、その施策の内容を「お客様」である都民の皆さまに明らかにすることを目的として、平成16年からの3年間を計画期間とする「経営計画2004」を策定した。さらに、平成18年に都が策定した「10年後の東京」で示された東京のあるべき姿を実現するためには、下水道局がこれまで実施してきた様々な事業を今まで以上に環境に配慮して推進していく必要があり、引き続き計画として平成19年からの3年間を計画期間とする「経営計画2007」を策定した。

これらの計画により、多摩川・荒川右岸東京の両流域下水道事業は急速に促進し、昭和46年3月に南多摩処理場、昭和47年4月に野川処理区及び昭和48年6月に北多摩一号処理場が相次いで一部処理を開始した。これに続き、昭和53年5月には多摩川の水質改善にあたってその普及が急務であるとされていた多摩川上流処理区の多摩川上流処理場が一部処理を開始した。

さらに、昭和56年11月には荒川右岸処理区の清瀬処理場が一部処理を開始した。流域下水道が着手されてから20年目に当たる昭和63年度には、北多摩二号処理場の一期稼働施設が完成し、平成元年4月に処理を開始した。そして、平成4年11月には浅川処理場並びに八王子処理場が一部処理を開始し、流域下水道の8処理区すべてが供用した。

#### 4 新たな課題への対応

##### (1) 未普及地域の解消

多摩地域の下水道普及率は、平成21年度末で98%に達し、安全で快適な都民生活を支える一定のサービス水準を確保できるようになった。しかしながら、多摩川や秋川の水源地に位置する檜原村や奥多摩町の下水道普及率は極端に低く地域的な格差が生じ、下水道の整備が急がれている。すべての都民に快適な生活環境を実現し、多摩川等の公共用水域の水質の保全を図るため、関係市町村の公共下水道整備との整合を図りながら、流域下水道幹線の整備を促進する。平成17年度末には、檜原村の受入れのための、あきる野幹線の整備がしゅん工した。また、平成20年度末には、奥多摩町の受入れのための多摩川上流幹線の整備がしゅん工した。

##### (2) 老朽化設備の更新

管きょや処理施設の整備が進む一方で、水再生センターの老朽化施設の割合が急速に増大し、放置すると処理機能の確保が困難になる恐れがあることから計画的に施設の更新を進める必要がある。今後とも放流水質基準を確保するため、故障履歴や改良補修実績を考慮したデータベースを活用し、設備機器の延命化や工事優先度、事業の平準化を考慮した更新改良計画に基づく事業の推進を図る。

さらに、設備更新時には省エネルギーや経済性に配慮した新技術を導入し、建設・維持管理コストを縮減、データベース活用による予防保全型維持管理の充実を図っていく。

##### (3) 雨水対策

多摩地域の分流地区の多くの雨水整備については、雨水の放流先となる河川がない等、市単独では雨水

の排除が困難な地域もあり、豪雨時には多くの地域で浸水被害が発生していた。浸水被害の軽減のため、平成5年より多摩川上流流域において、全国でも初めての流域下水道雨水幹線事業に取り組み、平成14年度には黒目川流域の黒目川、出水川雨水幹線の供用を開始し、平成16年4月に多摩川上流雨水幹線、平成16年度末には、落合川雨水幹線の一部や小平雨水幹線が完成した。今後、その効果をより発揮させるため、本雨水幹線への早期接続に向け市町村への技術支援を行っていく。また、これまでの技術支援に加え、新たに関係市と雨水対策連絡会を設置し、浸水対策の効果的かつ効率的な施策について具体的に検討するなど、浸水対策の推進に努める。

#### (4) 合流式下水道の改善

多摩地域の約4分の1の区域は、合流式下水道で整備されている。都と関連12市では、平成14年度に「合流式下水道改善協議会」を設置し合流改善対策に着手した。平成16年4月に下水道法施行令が改正され、新たな放流水の水質確保等が下水道管理者に義務付けられたことを受け、平成16年度に合流式下水道改善計画を策定した。公共用水域へ流出する汚濁物質を抑制するため、平成10、11年度に北多摩二号及び北多摩一号水再生センターの雨天時貯留池が完成した。平成13～14年度には、吐き口からのきょう雑物流出を防止するため、野川第二幹線に接続されている関連公共下水道の分水人孔にろ過スクリーンを設置している。平成18年度には、北多摩二号水再生センターにおいて簡易処理水質の改善、建設費及び維持管理費が抑制できる高速ろ過施設がしゅん工した。引続き、公共下水道での雨水流出抑制対策や、雨水吐口でのきょう雑物の流出抑制対策などを進めるため技術支援を行う。

#### (5) 高度処理の推進

平成13年に公共用水域の水質保全や東京湾の富栄養化防止を目的に、多摩川中流域、下流域の水質環境基準が格上げされ、また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正により、処理水質を今まで以上に向上させる高度処理を推進する必要がある。平成12年4月に北多摩二号水再生センターにおいて高度処理が一部稼働し、以降、八王子及び南多摩水再生センター、多摩川上流水再生センター、浅川及び清瀬水再生センターで高度処理が順次稼働した。平成15年度末には北多摩一号水再生センターで高度処理施設が一部完成し、これにより流域下水道のすべての水再生センターで高度処理が導入された。今後も、施設の建設、更新時期に合わせ高度処理施設の整備を進めていく。

#### (6) 広域化と協同による効率化の推進

流域下水道はもとより多摩地域全体の下水道事業の効率化を進めるため、従来の仕組みを超えた流域下水道の取り組みや多摩地域全体を視野に入れた取り組みが重要である。

多摩地域全体の下水道事業の効率化を進めるため、多摩川上流水再生センターと八王子水再生センター間の相互融通機能の確保に取組み、平成17年度末に両センターを結ぶ連絡管が完成した。さらに、平成20年度には北多摩一号・南多摩水再生センター間連絡管工事に着手した。水再生センター間で処理機能を相互に融通・補完する連絡管を整備することで、既存の処理施設を最大限活用し施設の更新コストや維持管理費を縮減する。また、水環境の改善や下水道事業の効率化・省力化を進めるため、流域下水

道区域内の管きょや特定事業場のデータベースを整備するとともに、流域を一体的・広域的に捉え、各水再生センターの運転情報などを迅速に把握できる統合管理システムを構築する。

市単独で処理場を運営している八王子、立川、三鷹の各市の単独処理区は、流域下水道区域に囲まれ、処理場は規模が小さく用地も不足している。強化される放流水質基準に適確に対応するとともに、スケールメリットを実現し、施設の更新コストと維持管理費を縮減するため、八王子、立川、三鷹市の単独処理区の受入れについて検討を進め、流域下水道へ編入していく。今後、関係機関との協議を進め、事業化が可能となるよう努めていく。また、水質検査の共同化を拡大するとともに、管きょの健全度が判断できる市町村下水道台帳システムの整備を支援するなど、市町村と協同した広域的な維持管理体制を構築する。

## 3-2 計画

### 3-2-1 経緯

#### (1) 経緯

多摩地域の最初の広域的な下水道計画は、3-1沿革に示すとおり、昭和33年に策定された「北多摩下水道基本調査」に始まる。本節では、その後の多摩地域の下水道計画の経緯を示す。

詳しい経緯は別添の表のとおりであるが、主な変更点などは以下のとおりである。

○多摩川左岸流域第一号下水道の計画決定（昭和41年11月）

小平、東村山、小金井など6市の3,570haを対象。

○多摩・八王子・日野・町田・稲城都市計画第一号下水道の計画決定（昭和43年2月）

現在の南多摩系統の計画母体となる公共下水道を計画決定。

○北多摩一号処理場と野川系統を追加（昭和44年5月）

三多摩地区総合排水計画を基本に、多摩川の水質汚濁に対処するため、北多摩一号処理場と野川系統を追加変更。小平市、府中市、調布市など10市の約9,459haを対象。

○南多摩処理区を多摩川流域下水道に編入することを計画決定（昭和45年5月）

南多摩処理区が、新都市計画法に基づき、多摩川流域都市計画下水道として流域下水道に編入。

○北多摩二号処理区を追加（昭和45年8月）

多摩川流域都市計画下水道を変更し、国立市など3市の約1,595haを対象とした北多摩二号系統を追加。

○多摩川上流処理区の決定（昭和47年3月）

多摩川上流系統と残堀川系統の二系統を合併し、「青梅・福生・昭島及び立川都市計画下水道多摩川上流流域下水道」として計画決定。

○下水道法による事業計画の認可取得（昭和47年6月）

野川、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、南多摩処理区等が「多摩川流域下水道事業計画」として、下水道法に基づく認可を取得。

○新都市計画法による事業計画の認可取得（昭和47年7月）

野川、北多摩一号処理区及び多摩川上流処理区が、それぞれ「多摩川流域都市計画下水道事業多摩川流域下水道」及び「青梅・福生・昭島及び立川都市計画下水道事業多摩川上流流域下水道事業」として認可を取得。

○荒川右岸東京流域下水道の計画決定（昭和47年12月）

荒川右岸東京流域下水道は「東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道」として計画決定。その後、下水道法に基づく事業計画の認可と都市計画事業の認可を昭和48年2月に取得。

○多摩川流域都市計画下水道の名称変更（昭和48年11月）

処理区ごとに、それぞれ「多摩川左岸野川流域下水道」「多摩川左岸北多摩一号流域下水道」「多摩川左岸北多摩二号流域下水道」「多摩川右岸南多摩流域下水道」へ名称変更。

○多摩川右岸浅川流域下水道の計画決定（昭和54年1月）

八王子市と日野市の2市の約3,940haを対象とする浅川処理区を「日野都市計画及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道」として新規に決定。

○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認（昭和55年3月）



「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」が建設大臣に承認。

○多摩川右岸秋川流域下水道の計画決定（昭和56年11月）

八王子市、日野市、秋川市等約7,390haを対象とする秋川処理区を「八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道多摩川右岸秋川流域下水道」として新規に計画決定。

○分流式雨水幹線の追加（平成5年4月）

荒川右岸東京流域下水道区域に、分流式雨水幹線として、黒目川、出水川、落合川、小平の各雨水幹線を追加決定。総延長約7,470m。

○分流式雨水幹線の追加（平成5年12月）

多摩川左岸多摩川上流流域下水道区域に、分流式雨水幹線として、多摩川上流雨水幹線を追加決定。延長約7,230m。

○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認（平成9年5月）

「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更が建設大臣に承認。

○檜原村を秋川処理区へ編入（平成12年3月）

檜原村（76ha）の流域下水道への編入に伴う区域の拡大及びあきる野幹線（延長約10,590m）の追加。

○処理場連絡管廊の認可取得（平成15年3月）

多摩川上流処理場と八王子処理場間に、連絡管廊を設置するための認可を取得。内径3.5m。

○多摩川流域の計画処理区域変更の認可取得（平成18年3月）

各処理場施設を水再生センターに名称変更。

奥多摩町（175ha）、青梅市（303ha）の一部を計画区域に編入。

編入に伴い、多摩川上流幹線を奥多摩町まで延伸（15,040m）。なお、整備にあたって青梅市が公共下水道として整備した幹線及び沢井汚水中継ポンプ所を活用することとし、流域下水道幹線及び青梅ポンプ所として移管を受けた。

○連絡管廊の認可取得（平成19年9月）

北多摩一号水再生センターと南多摩水再生センター間の連絡管廊の認可取得。内径3.5m。

清瀬水再生センターの焼却炉5基のうち1基を流動床式からガス化炉方式に変更。

○「合流式下水道緊急改善計画」に基づき貯留池の認可取得（平成20年1月）

野川処理区の野川下流部貯留池(20,000m<sup>3</sup>)雨水貯留池の新たに認可取得。

○残堀川幹線のルート及び延長の一部変更（平成20年6月）

福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の街路計画に合わせ、残堀川幹線の一部移設。

○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の同意（平成21年7月）

「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更について、国土交通省の同意。

○水処理施設の高度処理化（平成22年3月）

北多摩二号水再生センターの第1、第2系列の処理方式を標準活性汚泥法から嫌気・無酸素・好気法に変更。

## (2) 流域下水道計画経緯

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川左岸流域第一号下水道	昭41.11.10	建設省告示第3,713号	昭41.11.10	建設省告示第7,313号			ha 3,570	昭41～45年度	百万円 6,990	延長 7.47 km	北多摩一号排水路
多摩・八王子、日野、町田都市計画第一号下水道	昭43.2.14	建設省告示第178号					6,180			27.12	南多摩処理区
多摩・八王子、日野、町田都市計画第一号下水道	昭43.9.29	建設省告示第2,803号	昭43.9.26	建設省告示第2,803号			計画 6,180 事業 3,220	43～46	3,904	計画 30.08 事業 5.1	南多摩処理区
多摩・八王子、日野、町田都市計画第一号下水道	昭44.4.15	建設省告示第1,460号					6,180			30.08	南多摩処理区
多摩・八王子、日野、町田都市計画第一号下水道			昭44.5.20	建設省告示第2,683号			3,220	43～48	3,904	5.1	南多摩処理区
多摩川流域都市計画下水道	昭44.5.20	建設省告示第2,678号	昭44.5.20	建設省告示第2,678号			9,459	41～48	11,317	計画 26.74 事業 22.26	北一処理場、野川系統の追加
多摩川流域都市計画下水道	昭45.5.12	建設省告示第511号					15,639			49.19	南多摩を多摩川流域に編入
多摩川流域都市計画下水道	昭45.8.7	東京都告示第846号					17,400			56.87	北二処理区を追加
多摩川流域都市計画下水道	昭46.11.5	東京都告示第1,214号					17,427			50.64	野川、北一処理区の変更
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道	昭47.3.9	東京都告示第254号					8,591			31.73	多摩川上流処理区の決定
多摩川流域下水道事業					昭47.6.21	建設省東都下流発第10号	26,018	41～55	91,880	91.37	野川、北一、北二、多摩上、南多摩処理区
多摩川流域都市計画下水道			昭47.7.17	建設省告示第1,286号			9,652	41～51	22,500	24.13	野川、北一処理区の変更
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道事業				建設省告示第1,287号			8,591	47～51	13,500	31.73	多摩川上流処理区
荒川右岸東京流域下水道	昭47.12.25	東京都告示第1,450号					7,884			31.97	荒川右岸処理区
荒川右岸東京流域下水道					昭48.2.14	建設省東都下流発第2号	7,884	47～55	41,000	31.97	荒川右岸処理区
荒川右岸東京流域下水道			昭48.3.7	建設省告示第408号				47～52	29,000	31.97	荒川右岸処理区
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道	昭48.11.19	東京都告示第1,186号					8,733			計画 31.51	多摩川上流幹線の変更
多摩・八王子、日野、町田都市計画下水道	昭48.11.19	東京都告示第1,184号					6,180			22.84	南多摩処理区の変更

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業					昭49. 3. 20	建設省東京都下流発第8号	26,018 ha (6,180)	昭43～58年度 (43～58)	百万円 98,656 (17,766)	km <sup>2</sup> 91.7 (22.84)	南多摩処理区の変更
多摩川流域都市計画下水道(左岸右岸)	昭48. 11. 19	東京都告示第1,185号	建設省	告示なし							名称の変更、北一、野川、北二南多摩
多摩、八王子日野、町田都市計画下水道事業			昭49. 4. 25	建設省告示第638号			6,180	43～58	13,782	16.13	南多摩処理区の変更
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道	昭50. 1. 6	東京都告示第1号					8,733			31.28 16ha	延長及び処理場面積の変更
府中、小金井、国分寺、立川、小平、東村山都市計画下水道	昭50. 7. 18	東京都告示第737号					5,171				恋ヶ窪幹線の追加
多摩川左岸北多摩一号流域下水道			昭50. 11. 17	建設省告示第1,557号			5,174	41～54	54,700	14.98	北一幹線2連目及び恋ヶ窪幹線
多摩川流域下水道事業			昭50. 11. 17			建設省東京都下流発第8号	26,157 [5,171] (8,733)	43～58 [43～58] (47～58)	168,286 [71,900] (49,500)	96.94 [15.87] (31.28)	北一、多摩上処理区の変更 [ ]は北一、( )は多摩上
青梅、福生、昭島、立川都市計画下水道事業、多摩川左岸多摩川上流流域下水道			昭50. 11. 17	建設省告示第1,556号			8,733	47～54	42,600	31.28 16ha	処理場用地の拡張、幹線ルート、管経の変更
国立、国分寺、立川都市計画下水道事業、多摩川左岸北多摩二号流域下水道			昭50. 12. 15	建設省告示第1,620号			1,595	50～54	15,100	2.00 8.1ha	処理場、放流渠及び幹線の一部
国立都市計画用途地域	昭51. 1. 14	東京都告示第14号									処理場予定地第1種住居を準工業地域へ変更
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道多摩川左岸多摩川上流流域下水道	昭51. 7. 13	東京都告示第698号					8,733			延長 31.56	多摩上幹線の位置、延長の変更
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道多摩川左岸北多摩一号流域下水道	昭51. 12. 28	東京都告示第1,275号					5,171			16.06	北一幹線の位置、延長の変更
多摩川流域下水道事業			昭52. 3. 18			建設省東京都下流発第5号	5,171	41～60	71,900	16.06	北一幹線の位置、延長の変更
国立、国分寺及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道			昭52. 3. 29	東京都告示第599号			1,595	50～55	15,700	4.5 8.1ha	北二幹線の追加 組ノ下～国立駅前迄 (1連)

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
府中、小金井、国分寺、立川小平及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩一号流域下水道			昭52. 3. 29	東京都告示第600号			ha 5,171	昭41～55年度	百万円 45,800	km 16.06	北一幹線の追加幹線最上流部分
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道、多摩川左岸多摩川上流流域下水道	昭52. 6. 21	東京都告示第536号					8,846			31.76	排水区域境界の変更武蔵野市で荒川右岸処理区と境界変更あり(±27ha面積変わらず) 青梅都市計画区域分が増加(2,184ha)2,297ha 残堀川幹線、管経、ルート及び延長の変更 (14,070m)14,270m
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道、荒川右岸東京流域下水道	昭52. 6. 21	東京都告示第537号					7,884			31.89 処理場面積 21.1ha	排水区域境界の変更武蔵村山市で多摩川上流処理区と境界変更あり(27±ha面積変わらず) 幹線 黒目幹線流入部分と清瀬郵便局前のルート(位置)変更により延長(31,970m)→31,890mとなる。 同幹線最下流部埋設物のため断面(□3.6m×3.6m) →□3.4m×3.8mと変更 処理場面積 縄延により(20ha)→21.06ha 変更 東電高圧塔敷地による内形変更
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)			昭52. 8. 22	建設省東都下流発第9号			(8,846)	43～58 (47～58)	168,586 (49,800)	(31.76) 処理場面積 (16.0ha)	多摩川の変更に伴う全体変更 多摩川上流処理区分幹線全部処理場全体計画3系列然部で深層曝気槽を採用する
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道事業多摩川右岸多摩川流域下水道			昭52. 9. 2	建設省告示第1,229号			8,846	47～56	42,900	31.76	51.7.13 東京都告示第698号及び52.6.21 東京都告示第536号の計画改訂の事業認可 幹線全線認可 31,760m 多摩川 12,540m 残堀川 14,270m 羽村 4,950m 処理場 全体計画3系列のうち2系列認可
荒川右岸東京流域下水道事業			昭52. 11. 11	建設省東都下流発第14号			7,884	47～58	73,700	31.89 処理場面積 21.31ha	52.6.21 東京都告示第537号変更の下水道法認可 幹線計画の全部 処理場 全体計画5系列深層曝気槽とし、今回2系列分申請
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道事業、荒川右岸東京流域下水道			昭52. 11. 24	建設省告示第1,522号			7,884	47～55	73,700	31.89 処理場面積 21.1ha	52.6.21 東京都告示第537号変更の事業認可 幹線計画延長31,890mの全部処理場 全体計画能力513,000m <sup>3</sup> /日の2/5認可 (5系列のうち2系列) 用地 計画の全部211,060m <sup>3</sup>
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道多摩川左岸多摩川上流流域下水道	昭53. 6. 10	東京都告示第586号					8,835			31.83	立川都市計画区域分の減少境界変わらず、福生市とのやりとり分(1,566ha)→1,555ha 残堀川ルート及び延長の変更(瑞穂町付近) (14,270m)→14,340m

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
小金井調布、三鷹、府中及び武蔵野都市計画下水道多摩川左岸野川流域下水道	昭53. 6. 10	東京都告示第587号					ha 4, 478		百万円	km 18. 9	幹線名称の変更 野川幹線を野川第一幹線(17, 450m)→12, 970m 野川第二幹線4, 100m(追加) 調布幹線(1, 820m)→1, 820m 計(19, 270m)→18, 900m 管径(40×3. 6×2~1. 2m)→7. 0×4. 0×2~1. 2m
多摩、八王子、日野及び町田市都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道	昭53. 6. 10	東京都告示第588号					6, 180			22. 84	多摩川市計画区域分(3, 338ha)→3, 532ha 町田市計画区域分(468ha)→274ha 幹線 大栗幹線管径(1. 5~0. 7m)→1. 8~0. 7m
多摩川流域下水道事業(野川処理区)					昭53. 12. 16	建設省東都下流発第13号	(4, 478)	昭43~60年度(43~59)	175, 809 (17, 073)	(18. 9)	野川処理区分 幹線全部 野川第一幹線12. 97km 野川第二幹線4. 11km 調布幹線1. 82km 計18. 9km
小金井、調布、三鷹、府中及び武蔵野都市計画下水道事業、多摩川左岸野川流域下水道			昭53. 12. 16	建設省告示第1, 898号			4, 478	43~59	12, 000	18. 9	53. 6. 10計画変更決定の事業認可幹線 野川第一幹線12. 97km 野川第二幹線4. 11km 調布幹線1. 82km 全線認可 計18. 9km
日野都市計画緑地	昭54. 1. 24	東京都告示第81号									浅川処理場用地の緑地地区を廃止する
日野都市計画公園	昭54. 1. 24	東京都告示第82号									浅川処理場の上部を都市計画公園の計画決定
国立都市計画用途地域	昭54. 1. 24	東京都告示第83号									北多摩第二号処理場の計画変更部分の用途地域決定 第1種住居専用地域を準工業地域へ変更
国立、国分寺及び立川都市計画下水道多摩川左岸北多摩二号流域下水道	昭54. 1. 24	東京都告示第84号					1, 595			9. 3 処理場用地10, 568ha	幹線ルート、管径及び延長の変更、終点位置の変更 国分寺市 立川市 西町 → 幸町 五丁目 三丁目 処理場区域の変更(約8. 1ha)→約10, 568ha
日野及び八王子都市計画下水道多摩川右岸湯川流域下水道	昭54. 1. 24	東京都告示第89号					3, 940			6. 08 処理場用地16, 072ha	新規計画決定 日野都市計画区域分1, 760ha 八王子都市計画区域分2, 180ha
多摩川流域下水道事業(北多摩二号処理区)					昭54. 2. 16	建設省東都下流発第2号	26, 265 (1, 595)	43~62 (47~62)	204, 239 (47, 700)	(9. 3)	北多摩二号処理区 幹線全部(2連分も含む) 処理場用地10, 568ha 処理場能力6/6系列全部
国立、国分寺及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道			昭54. 2. 27	建設省告示第264号			1, 595	50~59	37, 300	7. 68 処理場用地8. 1ha	幹線 岨ノ下から下流2連分 岨ノ下から上流西側1連分 最上流迄 処理場用地8. 1ha 処理場能力2/3系列分

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)					昭54.3.5	建設省東都下流発第7号	ha 26,254 (8,835)	昭43~62年度 (47~61)	204,239 (49,800)	km (31.83)	多摩川上流処理区分 幹線全部 残堀川 14.3km 多摩上 12.5km 31.83km 羽村市 4.9km 処理場用地 16.0ha 処理場能力 3/3系列全部
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)					昭54.3.5	建設省東都下流発第9号	(6,180)	(43~58)	(17,766)	22.84 処理場用地 13.6ha	幹線全部 大栗 5.76km 乞田 12.48km 2.84km 稲城 4.6km 稲城ポンプ場 処理場用地 5/5系列全体
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸多摩川上流流域下水道			昭54.3.14	建設省告示第388号			8,835	47~59	42,900	31.89 処理場用地 16.0ha	53.6.10計画変更決定の事業認可 幹線 残堀川 14.3km 多摩川 12.54km 31.83km 上流 羽村 4.95km 処理能力 2/3系列認可
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道			昭54.3.14	建設省告示第387号			6,180	43~58	15,672	18.24	幹線 大栗 5.76km 乞田 12.48km 18.24km 認可 処理場用地 13.6ha 処理場能力 5/5系列全部
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道多摩川左岸北多摩一号流域下水道	昭54.8.9	東京都告示第875号					5,171			22.13 処理場面積 14.0ha	幹線の名称、延長の変更 北多摩一号幹線を 北多摩一号北幹線 3,650m " 西 " 5,870m " 東 " 5,780m に変更 恋ヶ窪幹線 (5,570m)→5,860m 国分寺幹線 970m 計 (16,060m)→22,130m
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道	昭54.8.9	東京都告示第874号					6,368			23.06 処理場面積 32.2ha	都市計画面積の変更 多摩都市計画区域 (3,532ha)→3,681ha 八王子 (2,174ha)→2,213ha 日野 (200ha)→200ha 町田 (274ha)→274ha 計 (6,180ha)→6,368ha 幹線の管径延長、ルートの変更 大栗幹線(5,760m)→6,050m 乞田 "(12,480m)→12,640m 稲城 "(4,600m)→4,370m 計 (22,840m)→23,060m 処理場用地を13.6haから32.2ha
多摩川流域下水道事業(北多摩一号処理区)					昭54.9.3	建設省東都下流発第13号	(5,171)	43~62 (43~60)	204,239 (71,900)	(22.13)	昭和54.8.9計画変更決定に伴う事業確認 幹線計画の全部 処理場能力全体計画4系統のうち3系列以降を深層曝気槽とし、今回計画の全部認可 処理場用地 14.0ha
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)					昭54.9.3	建設省東都下流発第13号	(8,835)	43~62 (47~61)	204,128 (49,800)	(31.83)	事業実施に伴い残堀川幹線の管径を円形から馬蹄形に変更 幹線 計画の全部 処理能力 3/3系列 全部 処理場用地 16.0ha

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩一号流域下水道			昭54. 9. 12	建設省告示第1,447号			ha 5,171	昭40～60年度	百万円 71,900	km 22.13	幹線計画の全部 処理能力 3/3系列 全部 処理場用地 14.0ha
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)					昭54. 12. 10	建設省東都下流発第18号	(6,159)	41～62 (43～60)	230,793 (44,320)	(22.15)	昭54.8.9計画変更決定に伴う事業認可 幹線 乞田幹線 12,640m 大栗  "  6,050m 稲城  "  3,460m 計 22,150m 処理場能力 4/10系列分 処理場用地 26.5ha
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道			昭55. 1. 16	建設省告示第14号			6,159	43～60	44,320	22.15	幹線 乞田幹線 12,640m 大栗  "  6,050m 稲城  "  3,460m 計 22,150m 処理場能力 4/10系列分 処理場用地 26.5ha
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道	昭55. 1. 22	東京都告示第68号					7,884			37.96 処理場面積 21.1ha	流域下水道幹線の採択基準に該当した東大和幹線の延伸と、新規に田無幹線を追加 黒田幹線 11,820m 小平  "  1,010m 柳瀬  "  16,270m 東大和  "  (2,700m)→6,300m 田無  2,560m 計(31,890)→37,960m
多摩川、荒川等流域別下水道整備総合計画					昭55. 3. 5	建設省東都下流発第16号					計画目標年次を昭和70年と規定し、その調査区域は島しょを除く都の全域におよび常住人口12,057千人を対象
多摩川流域下水道事業(浅川処理区)					昭55. 5. 22	建設省東都下流発第3号	(3,940)	41～62 (55～60)	268,793 (38,000)	(6.08)	51.1.24付計画決定に伴う当初事業認可 幹線計画の全部 処理能力 1/3系列分 処理場用地 16.38ha
日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			昭55. 6. 3	建設省告示第1,097号			3,940	55～60	38,000	6.08	幹線計画の全部 処理能力 1/3系列分 用地 16,072ha
荒川右岸東京流域下水道事業					昭55. 6. 17	建設省東都下水発第9号	7,884	47～60	87,500	37.96 処理場面積 21.31ha	55.1.22 付計画変更決定に伴う事業認可 幹線 目黒 11,820m 小平  1,010m 柳瀬  16,270m 東大和  6,300m 田無  2,560 (追加) m 計 37,960m 処理能力 2/5系列

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要			備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費		計画基準
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業、荒川右岸東京流域下水道							ha		百万円	km	
			昭55. 7. 18	建設省告示第1,316号			7,884	昭47～60年度	87,500	37.96 処理場面積 21.1ha	同上認可
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業、荒川右岸東京流域下水道	昭56. 3. 5	東京都告示第189号					7,884			40.33	幹線のルート、管経、延長起点及び新規追加 黒目幹線終点の延伸と田無付近のルート変更 (11,820m) →12,150m 小平幹線 1,010m 変更なし 田無幹線 2,560m 変更なし 柳瀬幹線管経の変更(2.2～0.6m) →2.2～1.2m延長 16,270m変更なし東大和幹線ルート変更により起点(東村山市久米川町四丁目) →同町本町 二丁目、延長(6,300m) → 5,970m 東久留米幹線(新規採択追加) ◎1.8m 延長 2,370m 延長(37,960) →40,330m 処理場名称変更
日野及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道	昭56. 3. 5	東京都告示第190号					3,908			6.08 処理場用地 16,072ha	日野都市計画区域において造成による地形変更のため南多摩処理区へ32haを分離編入 日野都計 1,760→1,728 八王子計 2,180ha 計 3,940 → 3,908ha
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道	昭56. 3. 5	東京都告示第191号					6,400			23.15 処理場面積 32.20ha	日野都市計画区域の造成による地形変更のため浅川処理区から32haを編入 乞田幹線 12.64km 大栗幹線 6.05km 稲城幹線 4.37→4.46km (圧送管1.0km含む) 計23.06 → 23.15km 稲城ポンプ場位置及び面積 0.20 → 0.15ha (稲城市矢口・中島 → 同・松葉)
荒川右岸東京流域下水道事業			昭56. 8. 5	建設省東京都下流発第7号			7,884	47～60	90,000	40.33 処理場面積 21.31ha	56.3.5付計画変更決定に伴う事業認可 幹線 目 黒 11,820m 柳 瀬 16,270m 東 大 和 6,300m 小 平 1,010m 田 無 2,560m 東久留米 2,370m 計 40,330m 処理場能力2/5系列分
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業、荒川右岸東京流域下水道			昭56. 8. 15	建設省告示第1,413号			7,884	47～60	90,000	40.33 処理場面積 21.1ha	同上認可



事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
日野都市計画及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道	昭56.11.27	東京都告示第1,228号					ha		百万円	km 6.08 処理場面積 16,072ha	面積の変更 日野都市計画区域 (1,728ha) → 1,738ha 八王子都市計画区域分 (2,180ha) → 2,604ha 計 (3,908ha) → 4,340ha
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道多摩川左岸北多摩二号流域下水道	昭56.11.27	東京都告示第1,231号								9.3 処理場面積 11.40ha	処理場用地 5,810㎡を増加する変更 (105,680㎡) → 111,490㎡
八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道、多摩川右岸秋川流域下水道	昭56.11.27	東京都告示第1,232号								処理場面積 32.0ha	新規計画決定 八王子都市計画区域 4,600ha 昭島都市計画区域 17ha 日野都市計画区域 400ha 福生都市計画区域 6ha 秋多都市計画区域 2,367ha 計 7,390ha 秋川幹線 16,720m 平井川 " 6,010m 八王子 " 6,920m 大和田 " 1,160m 石川 " 1,080m 計 31,890m
多摩川流域下水道事業(北多摩二号処理区)					昭57.2.22	建設省東都下流発第2号		昭43~62年度(47~62)	288,050(66,957)	(9.3) 処理場面積 (11,149ha)	56.11.27付計画変更決定に伴う事業認可 幹線9,300m 計画の全部 処理能力4/4系列 計画の全部
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道			昭57.3.4	建設省告示第337号				50~59	45,901	7.68 処理場面積 11,149ha	56.11.27付計画変更決定に伴う事業認可 幹線 7,680m 岨ノ下より下流側は2連全部、岨ノ下より最上流部まで西側片断面全部 処理能力4/4系列分
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道	昭58.1.20	東京都告示第62号								幹線 40.56 処理場面積 21,106ha	小平幹線の延長 230m増加 40.33→40.56km
多摩川流域下水道事業(秋川処理区)					昭58.1.25	建設省東都下流発第9号	(7,390)	43~66(57~66)	348,558(60,508)	(31.9) 処理場用地 (21.7ha)	幹線31,890全線 処理能力 360,000㎡8系統のうち 90,000㎡2系統分
八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道事業、多摩川右岸秋川流域下水道			昭58.2.7	建設省告示第107号				57~66	60,508	31.9km 処理場用地 21.2ha	上記に同じ
荒川右岸東京流域下水道事業					昭58.2.28	建設省東都下流発第2号	7,884	47~60	96,607	40.56 処理場用地 21,106ha	昭58.1.20計画変更決定に伴う事業認可 小平幹線の延長 40.33→40.56km

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業荒川右岸東京流域下水道			昭58. 3. 14	建設省告示第564号			7,884	昭47～60年度	96,607	km 40.56 処理場用地 21,106ha	上記に同じ
青梅都市計画、福生都市計画、昭島都市計画及び立川都市計画下水道左岸多摩川上流流域下水道	昭58. 3. 31	東京都告示第305号					8,835			31.83 処理場用地 16.0ha	青梅市の都市計画区域の変更全体の面積は2,297haでかわらず
多摩川流域下水道事業(浅川処理区)					昭58. 4. 27	建設省東都下水道第6号	(3,916)	43～66 (55～63)	348,558 (38,000)	(6.08) 処理場用地 (16.38ha)	昭和56.11.27日付都市計画変更による計画区域4,340haの内、八王子市の東浅川地区424haを除いた3,916haの処理区域を変更認可幹線は計画の全部、処理場は処理能力1/3系列分処理場用地は16.38ha
日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			昭58. 5. 13	建設省告示第1,144号			3,916	55～63	38,000	幹線 6.08 処理場用地 16.07ha	上記に同じ
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)					昭58. 4. 27	建設省東都下流発第4号	(6,191)	(43～66)	348,558 (44,320)	(22.15)	昭和56.3.5付の計画変更(日野市の32haを分離編入)に伴う事業計画、区域の変更及び事業施行期間の変更
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道			昭58. 5. 13	建設省告示第1,143号			6,191	43～66	44,320	22.15	上記に同じ
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)					昭59. 3. 2	建設省東都下流発第1号	(8,835)	43～65	348,558	(31.83)	昭和58.3.31計画変更決定に伴う事業認可及び野火止水放水計画に伴う吐口の変更
青梅都市計画、福生都市計画、昭島都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸多摩川上流流域下水道			昭58. 3. 15	建設省告示第583号			8,835	47～65	49,800	31.83	上記に同じ
府中都市計画、小金井都市計画、国分寺都市計画、立川都市計画、小平都市計画及び東村山都市計画下水道多摩川左岸北多摩一号流域下水道	昭59. 11. 19	東京都告示第1,099号					5,171			24.15 処理場用地 14.0ha	北多摩一号東幹線の一部区間の管径を変更すると共に上部に1条追加幹線延長 22.13 → 24.15km

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業(北多摩一号処理区)					昭 59. 12. 12	建設省東都 下流発 第6号	ha (5, 171)	(昭43～ 66年度)	百万円 346, 458 (69, 800)	km (22. 13)	昭和59. 11. 19計画変更に伴う事業認可 上部は、認可外 (幹線延長22. 13km)
府中都市計画、小金井都市計画、国分寺都市計画、立川都市計画、小平都市計画及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩一号流域下水道			昭 60. 1. 4	建設省告示 第1号			5, 171	41～66	69, 800	22. 13	上記に同じ
多摩川流域下水道事業(野川処理区)					昭 60. 2. 23	建設省東都 下流発 第1号	(4, 478)	(43～66)	346, 458 (17, 073)	幹線 (18. 90)	事業期間の延伸
調布都市計画、三鷹都市計画、府中都市計画、武蔵野都市計画、及び小金井都市計画下水道事業、多摩川左岸野川流域下水道			昭 60. 3. 8	建設省告示 第276号			4, 478	53～66	12, 000	18. 90	上記に同じ
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道			昭 60. 3. 8	建設省告示 第277号			1, 595	50～62	45, 900	7. 58 処理場 用地 11, 149ha	上記に同じ
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道	昭 60. 6. 17	東京都告示 第671号					1, 595			9. 64 処理場 面積 11, 149ha	幹線 中央高速道路下部分の場面を変更するとともに新たなルート及び延長を追加した。 9, 300m→9, 640m
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道	昭 60. 6. 17	東京都告示 第672号					7, 884			40. 56 処理場 面積 21, 106ha	田無幹線の管径の一部変更 (延長410m分の管径を1, 800mm→ 1, 500mmに変更)
多摩川流域下水道事業(北多摩二号処理区)					昭 61. 1. 25	建設省東都 下流発 第14号	(1, 595)	43～66 (47～66)	346, 458 (66, 957)	(9. 64) 処理場 面積 (11, 149) ha	昭和60. 6. 17付計画変更決定に伴う事業認可 ・幹線(中央高速道路下)の一部を断面変更するとともに新たにルート及び延長を追加 9, 300m→9, 640m ・立坑用地変更に伴う断面変更 φ5, 000→5, 700 ・事業期間延伸

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)					昭61. 1. 25	建設省東都下流発第17号	ha (8, 835)	昭43~66年度(47~55)	百万円 (49, 800)	(31. 83) 処理場面積 (16. 0ha)	処理施設の一部変更 ・汚泥濃縮槽3池(放射流式円形沈殿槽)(重力式) ↓ 汚泥濃縮槽2池 遠心濃縮機3台とした
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道					昭61. 2. 6	建設省告示第107号	1, 595	50~64	44, 312	幹線 8. 02 処理場面積 11. 1ha	昭和60. 6. 17付計画変更決定に伴う事業認可 ・幹線(中央高速道路下)の一部を断面変更するとともに新たにルート及び延長を追加 7, 680m→8, 020m 幹線全体計画9, 640mのうち組ノ下より下流は2連、組ノ下より国立駅北側付近までの西側1連とその上流計8, 020mの認可 ・立坑用地変更に伴う断面変更 φ5, 000→5, 700 ・事業期間延伸
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業荒川右岸東京流域下水道					昭61. 2. 6	建設省告示第108号	7, 884	47~66	96, 607	40. 56 処理場面積 21, 106ha	昭60. 6. 1付の計画変更決定に伴う事業認可及び事業期間の延伸
日野都市計画及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道	昭61. 3. 17	東京都告示第277号					4, 340			6. 26 処理場面積 16, 072ha	日野市の計画区域見直しによる計画区域の変更 (面積変わらず) 日野都市計画区域 1, 736ha変わらず 八王子都市計画区域 2, 640ha変わらず 計 4, 340ha変わらず 浅川幹線の下流部区間の幹線延長 6. 08km→6. 26km
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道	昭61. 3. 17	東京都告示第278号					6, 400			23. 15 処理場面積 32. 2ha	都市計画区域の変更 日野市の計画区域の見直しによる計画区域変更(面積変わらず)
荒川右岸東京流域下水道事業					昭61. 3. 31	建設省東都下流発第1号	7, 884	47~66	96, 607	処理場面積 21. 31ha 幹線 40. 56km	昭60. 6. 17付計画変更の決定に伴う事業認可 田無幹線のの上流410m区間の管径変更 (1, 800mm→1, 500mm)
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)					昭61. 3. 31	建設省東都下流発第2号	(6, 191)	(43~66)	346, 458 (44, 320)	(22. 15) 処理場面積 (26. 50 ha)	昭61. 3. 17付の計画変更(区域界の変更)と処理区分(乞田幹線流域)の新設・変更
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)					昭61. 5. 16	建設省東都下流発第3号	(8, 835)	43~66 (47~65)	351, 126 (54, 468)	(31. 83) 処理場面積 (16. 00 ha)	吐口の位置(東大和市、立川市)の変更、放流先(野火止用水、玉川上水)の変更、砂ろ過設備、導水ポンプ設備及び放流管きょ(11km)の追加 計画水量 43, 200m <sup>3</sup> /日
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)					昭62. 3. 18	建設省東都下流発第1号	(6, 191)	(43~66)	363, 043 (46, 237)	(22. 15) 処理場面積 (26. 50 ha)	高度処理: 砂ろ過(17, 600m <sup>3</sup> /日) 凝集沈殿(8, 800m <sup>3</sup> /日) を認可の対象 重力凝縮槽→重力凝縮槽、遠心凝縮整備 フィルタープレス→ ベルトプレス

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業 (多摩川上流処理区、浅川処理区)					昭63. 2. 15	建設省東都下流発第1号	8,835	昭43～平7年度(47～7)	361,716 (63,141)	km 幹線(31.83) 処理場面積(16.0ha)	多摩川上流処理区 事業費の変更
					昭63. 2. 15	建設省東都下流発第1号	2,178	43～7(55～7)	361,716 (38,000)	(6.26) 処理場面積(16.38)	浅川処理区 計画区域の見直し 幹線ルートの変更
日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業 多摩川右岸浅川流域下水道			昭63. 2. 26	建設省告示第251号			2,178	55～7	38,000	6.26 処理場面積 16.07ha	同上
荒川右岸東京流域下水道事業					昭63. 3. 11	建設省告示下流発第7号	7,884	47～6	107,984	40.56 処理場面積 16.07ha	処理施設の増設 2/5→3/5系列 事業費の変更
多摩川流域下水道事業 (南多摩処理区)					平元. 10. 27	建設省東都下流発第7号	(6,400)	43～7(43～7)	(48,296)	(23.15) 処理場面積 (26.50) ha	稲城ポンプ場(0.15ha)及び稲城幹線 (圧送管1.0km)追加 計画区域の追加 (6,193→6,400ha) 処理区分の一部見直しと接続点追加
多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道事業、 多摩川右岸南多摩流域下水道			平元. 11. 29	建設省告示第1,978号			6,400	43～7	48,296	23.15 処理場面積 26.50ha	同上
八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道 多摩川右岸秋川流域下水道	平2. 1. 26	東京都告示第84号					7,390			31.78 処理場面積 33.00ha	幹線ルート、管経及び延長の変更 ・平井川幹線(ルート・管経延長) 6,010m→5,900m ◎1,500～◎900→◎1,350m ・秋川幹線(管経) ◎3,000～◎1,550 ◎3,000mm～◎1,350mm ・石川幹線(管経) ◎900→◎1,000mm～ ◎900mm
多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画 下水道多摩川右岸南多摩流域下水道	平2. 1. 26	東京都告示第85号					6,398			23.15 処理場面積 32.20ha	相模、小山地区の土地区画整理事業区域の変更に伴う処理区域の変更(2ha減)

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業(浅川処理区、秋川処理区、南多摩処理区)					平2. 3. 17	建設省東都下流発第2号	ha (2,178)	(昭55~平7年度)	(38,000)	km (6.26) 処理場面積 (16.38 ha)	浅川処理区の処理分区界及び接続点の変更
							(7,390)	(57~7)	(60,508)	(31.75) 処理場面積 (21.70 ha)	秋川処理区 平2. 1. 26付の計画変更決定内容並びに接続点の変更
							(6,308)	(43~7)	(48,296)	(23.15) 処理場面積 (26.50 ha)	南多摩処理区 平2. 1. 26付の計画変更決定に伴う事業認可
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業、北多摩二号流域下水道			平2. 3. 17	建設省告示第537号			1,595	50~7	66,541	8.02 処理場面積 11,149ha	処理場の増設 2/4系列⇒全部 (82千m <sup>3</sup> /日) 事業費の変更 44,312⇒66,541(百万円) 最終事業期間の延伸 平1年度⇒平7年度
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業、荒川右岸東京流域下水道			平2. 3. 17	建設省告示第538号			7,884	48~6	107,984	40.56 処理場面積 21,106ha	処理場の増設 2/5系列⇒3/5 (308千m <sup>3</sup> /日) 事業費の変更 96,607⇒107,984(百万円) 最終事業期間の延伸 平3年度⇒平6年度
八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道事業、多摩川右岸秋川流域下水道			平2. 3. 17	建設省告示第539号			7,390	57~7	60,508	31.78 処理場面積 21.20ha	平2. 1. 26付の計画変更決定に伴う事業認可及び最終事業期間の延伸 平3年度⇒平7年度
日野都市計画及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道	平2. 12. 6	東京都告示第1,326号					4,340			9.63 処理場面積 16,072ha	日野幹線の追加 (3.37km)
多摩川流域下水道事業 浅川処理区 秋川処理区					平3. 3. 7	建設省東都下流発第1号	(2,708)	(55~7)	(65,732)	(9.63) 処理場面積 (16.38 ha)	(浅川処理区) 日野幹線の追加 (3.37km)
							(7,300)	(57~7)	(74,654)	(31.78) 処理場面積 (21.70 ha)	(秋川処理区) 処理分区界の変更
青梅都市計画、福生都市計画、昭島都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸多摩川上流流域下水道			平3. 3. 7	建設省告示第468号			8,835	47~7	63,141	31.83 処理場面積 16.00ha	最終事業年度の変更 平成2年度⇒平成7年度

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			平3.3.7	建設省告示第469号			ha 2,708	昭55～平7年度	65,732	km 9.63 処理場面積 16,072ha	日野幹線の追加 (3.37km)
荒川右岸東京流域下水道事業					平4.3.6	建設省東都下流発第1号	7,884	47～6	107,984	40.56 処理場面積 21.3ha	沈池及びポンプ設備の増設 6池⇒10池(10/10) 7台⇒11台(11/11)
多摩川流域下水道事業(北多摩一号処理区)(南多摩処理区)					平4.3.21	建設省東都下流発第2号	(5,171)	43～7 (47～7)	451,823 (69,800)	(22.13) 処理場面積 (14.00 ha)	(北多摩一号処理区) 汚泥処理設備の変更
							(6,398)	(47～7)	(48,296)	(22.15) 処理場面積 (26.50 ha)	(南多摩処理区) 処理分区の分別 ポンプ設備の増設(8/8)
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩一号流域下水道			平4.3.23	建設省告示第768号			5,171	47～7	69,800	23.13 処理場面積 14.00ha	事業施工期間の変更 平成3年度⇒平成7年度
調布、三鷹、府中、武蔵野及び小金井都市計画下水道事業多摩川左岸野川流域下水道			平4.3.23	建設省告示第769号			4,478	47～7	12,000	18.90	事業施工期間の変更 平成3年度⇒平成7年度
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道	平4.9.14	東京都告示第1,041号					7,884			40.57 処理場面積 21.10ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 Φ1,800→Φ1,800～Φ1,500 L=2,380m 幹線全体 40.56⇒40.57km
荒川右岸東京流域下水道事業					平4.11.18	建設省東都下流発第16号	7,884	47～6	107,984	40,357 処理場面積 21.31ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 Φ1,800→Φ1,800～Φ1,500 L=2,380m
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道事業荒川右岸東京流域下水道			平4.12.7	建設省告示第1,895号			7,884	47～6	107,984	450,357 処理場面積 21,106ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 Φ1,800→Φ1,800～Φ1,500 L=2,380m
多摩川流域下水道事業(北多摩一号処理区)(浅川処理区)(秋川処理区)					平4.12.8	建設省東都下流発第19号	(5,171)	43～7 (47～7)	455,503 (73,480)	(22.13) 処理場面積 (14.00 ha)	(北多摩一号処理区) 資源化施設の追加
							(3,058)	(55～7)	(65,733)	(9.63) 処理場面積 (16.38 ha)	(浅川処理区) 事業区域の拡大
							(7,390)	(57～7)	(74,654)	(31.78) 処理場面積 (21.71 ha)	(秋川処理区) 処理分区界及び接続点の変更

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
日野及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			平 4. 12. 28	建設省告示第2,068号			ha 3,058	昭55～ 平7年度	65,732	km 9.63 処理場面積 16,072km	事業区の拡大
多摩川流域下水道事業(秋川処理区)					平 5. 2. 24	建設省東都下流発第1号	(7,390)	(57～7)	488,103 (107,254)	(31.78) 処理場面積 (33.00) ha	処理場敷地を追加
八王子、昭島、日野、福生及び秋多都市計画下水道事業多摩川右岸秋川流域下水道			平 5. 3. 12	建設省告示第704号			7,390	57～7	105,654	31.78 処理場面積 32.00ha	処理場敷地を追加
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道	平 5. 4. 6	東京都告示第468号					7,884 雨水 921			汚水 40.57 雨水 7.47 処理場面積 21,106ha	分流式雨水幹線の追加 黒目川雨水幹線 □・4,500×4,500×2～ ○・4,000、L=4,040m 出水川雨水幹線 □・4,500×4,500～○・3,250 L=930m 落合川雨水幹線 ○・4,500～○・4,000、 L=2,120m 小平雨水幹線 ○・3,250 L=380m 計 7,470m
荒川右岸東京流域下水道事業					平 5. 9. 8	建設省東都下流発第10号	7,884 雨水 921.3	47～12	124,991	汚水 40.57 雨水 7,455 処理場面積 21.31ha	分流式雨水幹線の追加 黒目川雨水幹線 4,035m 出水川雨水幹線 925m 落合川雨水幹線 2,120m 小平雨水幹線 375m 計 7,455m 雨水幹線の追加に伴う吐口の追加 1箇所 → 3箇所 事業施行期間の変更 平成6年度 → 平成12年度
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道事業荒川右岸東京流域下水道			平 5. 9. 27	建設省告示第1,880号			7,884 雨水 921	47～12	124,991	汚水 4,057 雨水 7.47 処理場面積 21,106ha	分流式雨水幹線の追加 黒目川、出水川、落合川、小平 計 7,470m 事業施行期間の変更 平成6年度 → 平成12年度
国立、国分寺及び立川都市計画下水道多摩川左岸北多摩二号流域下水道	平 5. 12. 2	東京都告示第1,312号					1,595			10.67 処理場面積 11,149ha	北多摩二号幹線のルート変更 □・6,000×3,000～○・4,500 L=9,640 → L=10,670m
青梅、福生昭島及び立川都市計画下水道多摩川左岸多摩川上流流域下水道	平 5. 12. 2	東京都告示第1,313号					8,835 雨水 1,193			汚水 31.83 雨水 7.23 処理場面積 16.00ha	分流式雨水幹線の追加 多摩川上流雨水幹線 ○・6,500～○・3,750、 L=7,230m



事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (北多摩二号処理区) (多摩川上流処理区)							ha 5,171	昭43～平12年度 (47～12)	百万円 527,455 (69,800)	km (22.13) 処理場面積 (13.94 ha)	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度 (北多摩一号処理区) 都計道府中3.4.3号線の施行に伴い、処理場敷地を縮小 14ha → 13.9ha
					平5.12.8	建設省東京都下流発第15号	1,595	(47～12)	(100,046)	(10.67) 処理場面積 (11.15 ha)	(北多摩二号処理区) 北多摩二号幹線のルート変更 L=9,640m→L=10,670m 雨水沈殿池を雨天時貯留施設に変更 貯留容量 70,000m <sup>3</sup> 汚泥濃縮方法の変更 重力式4番→重力式機械式3台
							汚水 8,835 雨水 1,193.3	(47～12)	(80,502)	(汚水 31.83) (雨水 7.23) 処理場面積 (16.00 ha)	(多摩川上流処理区) 多摩川上流雨水幹線の追加 L=7,230m 雨水幹線の追加に伴う吐口の追加 3箇所→4箇所 汚泥脱水機の変更8台→10台 汚泥焼却炉の変更3台→4台
青梅、福生昭島及び立川都市計画下水道事業 多摩川左岸多摩川上流流域下水道			平6.1.5	建設省告示第5号			汚水 8,835 雨水 1,193.3	47～12	80,502	汚水 31.83 雨水 7.23 処理場面積 16.00ha	多摩川上流雨水幹線の追加 L=7,230m 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
国立、国分寺及び立川都市計画下水道事業 多摩川左岸北多摩二号流域下水道			平6.1.5	建設省告示第6号			1,595	47～12	100,046	10.67 処理場面積 11.15ha	北多摩二号幹線のルートの変更 L=8,020m→L=10,620m 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
荒川右岸東京流域下水道事業					平6.2.1	建設省東京都下流発第14号	汚水 7,884 雨水 921.3	47～12	161,634	汚水 40.57 雨水 7,455 処理場面積 21.31ha	処理施設能力の変更 3/5→4/5系列(410km <sup>3</sup> /日) 分離濃縮の採用 重力式層4/6→重力式4/4層機械式4/4台
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道事業 荒川右岸東京流域下水道			平6.2.18	建設省告示第312号			汚水 7,884 雨水 921	47～12	161,634	汚水 40.57 雨水 7.47 処理場面積 21,106ha	処理施設能力の変更 3/5→4/5系列(410km <sup>3</sup> /日)
荒川右岸東京流域下水道事業					平6.3.28	建設省東京都下流発第7号	汚水 7,884 雨水 921.3	47～12	161,634	汚水 4,057 雨水 7,455 処理場面積 21.31ha	造粒調質濃縮法の採用
八王子、昭島、日野、福生及び秋多都市計画下水道 多摩川右岸秋川流域下水道	平6.4.19	東京都告示第507号					7,390			32.31 処理場面積 32.00ha	八王子幹線のルート変更 L=6,920m→L=7,450m (全体31,780m→32,310m)

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業(浅川処理区)(秋川処理区)(南多摩処理区)					平6.5.2	建設省東京都下流発第2号	ha 3,058	昭43~平12年度(55~12)	606,629(93,007)	km (9.63)処理場面積(16.38)ha	(浅川処理区)処理施設能力の変更 2/6→3/6系列(130千m <sup>3</sup> /日)
							7,390	(57~12)	(137,000)	(31.78)処理場面積(33.00)ha	(秋川処理区)処理施設能力の変更 2/8→3/8系列(135千m <sup>3</sup> /日)
								6,398	(47~12)	(104,791)	(23.15)処理場面積(26.50)ha
多摩、八王子、日野及びひ町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道			平6.5.27	建設省告示第1,433号			6,398	43~12	104,791	23.15処理場面積26.50ha	処理施設能力の変更 4.5/10→6/10(207千m <sup>3</sup> /日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
日野及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			平6.6.16	建設省告示第1,498号			3,058	57~12	93,007	9.63処理場面積16,072ha	処理施設能力の変更 4.5/10→5/10(207千m <sup>3</sup> /日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
八王子昭島、日野、福生及び秋多都市計画下水道事業多摩川右岸秋川流域下水道			平6.6.16	建設省告示第1,499号			7,390	57~12	137,000	31.78処理場面積32.00ha	処理場能力の変更 2/8→3/8(135千m <sup>3</sup> /日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
多摩川流域下水道事業(秋川処理区)					平6.6.29	建設省東京都下流発第1号	7,390	43~12(57~12)	608,429(138,800)	(32.31)処理場面積(33.00)ha	八王子線のルート変更 L=6,920m→L=7,450m (全体31,780m→32,310m)
多摩、八王子、日野及びひ町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道	平6.7.1	東京都告示第791号					6,398			23.15処理場面積32.10ha	処理場敷地の変更 32.20ha→32.10ha
八王子、昭島、日野、福生及び秋多都市計画下水道事業多摩川右岸秋川流域下水道			平6.7.11	建設省告示第1,577号			7,390	57~12	138,000	32.31処理場面積32.00ha	八王子幹線のルート変更 L=6,920m→L=7,450m (全体31,780m→32,310m)
多摩、八王子、日野及びひ町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道			平6.10.7	建設省告示第2,009号			6,398	43~12	104,971	23.15処理場面積26.40ha	処理場敷地の変更 26.50ha→26.41ha

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業(北多摩一号処理区)(北多摩二号処理区)(南多摩処理区)					平 6.10.28	建設省東京都下流発第19号	ha 5,171	昭43~平12年度(47~12)	617,229(81,809)	km (24.15) 処理場面積 (13.94) ha	(北多摩一号処理区) 雨水処理池を雨天時貯留施設に変更 貯留容量 40,000m <sup>3</sup>
							1,595	(57~12)	(100,046)	(10.67) 処理場面積 (11.15) ha	(北多摩二号処理区) 雨水処理池を雨天時貯留施設に変更 貯留容量 70,000m <sup>3</sup>
							6,398	(47~12)	(104,791)	(23.15) 処理場面積 (26.40) ha	(南多摩処理区) 処理場の敷地の変更 26.50ha→26.40ha 処理区分区界の変更
調布、三鷹、府中、武蔵野及び小金井都市計画下水道事業多摩川左岸野川流域下水道			平 6.11.15	建設省告示第2,192号			4,478	47~12	18,273	18.90	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩一号流域下水道			平 6.11.15	建設省告示第2,193号			5,171	47~12	81,809	22.13 処理場面積 14.00ha	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
多摩、八王子、日野及び町田市都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道	平 7.11.27	東京都告示第1,345号					6,398			中水 16.61 汚水 23.15 処理場面積 32.00ha	中水道施設の都市計画決定 南多摩送水幹線 ○・0.3~0.4, L=16.61km 増圧ポンプ場、第1~4配水池
多摩、八王子、日野及び町田市都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道			平 8.1.16	建設省告示第65号			6,398	43~12	109,850	中水 14.60 汚水 23.15 処理場面積 26.40ha	中水道施設の事業認可取得 南多摩送水幹線 ○・0.3~0.4, L=14.60km 増圧ポンプ場、第1~3配水池
日野及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			平 8.1.16	建設省告示第66号			4,340	55~12	93,007	9.63 処理場面積 16,072ha	事業区域の拡大 3,058ha→4,340ha
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)(浅川処理区)					平 7.12.7	建設省東京都下流発第10号	6,398	43~12(43~12)	622,287(109,850)	(中水 14.60) (汚水 23.15) 処理場面積 (26.40)ha	(南多摩処理区) 中水道施設の事業認可取得(吐口(南多摩送水幹線)、放流渠(増圧ポンプ場、第1~第3配水池)等)の変更 処理区分の変更 乞田5号 183ha→169ha 大栗5号 569ha→583ha 752ha→752ha
							4,340	(55~12)	(93,007)	(9.63) 処理場面積 (16.072)ha	(浅川処理区) 事業区域の拡大 3,058ha→4,340ha
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸多摩川上流流域下水道	平 9.4.4	東京都告示第466号					汚水 8,835 雨水 1,193	7~12	80,502	汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場面積 16.00ha	多摩川上流雨水幹線の管径、吐口位置、延長の変更 ○3,750~□4,500×2 L=7.28km

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道(多摩川上流処理区)					平 9.12.3	建設省東京都下流発第10号の2	ha 汚水 8,835 雨水 1,193	昭47~ 平12年度	百万円 92,615	km 汚水 31.83 雨水 7.28 処理場 面積 16.00ha	処理施設能力の変更 3/4→4/4 (273千m <sup>3</sup> /日) 増設する第4系列は高度処理法を採用(48千m <sup>3</sup> /日) 処理区及び処理分区の面積変更
調布、三鷹府中、武蔵野及び小金井都市計画下水道多摩川左岸野川流域下水道	平 10.3.20	東京都告示第293号					4,491			18.90km	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道多摩川左岸北多摩一号流域下水道	平 10.3.20	東京都告示第293号					5,123			24.15km 処理場 面積 13.94ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 処理場面積の変更 14.00ha→13.94ha
国立、国分寺及び立川都市計画下水道多摩川左岸北多摩二号流域下水道	平 10.3.20	東京都告示第293号					1,597			10.67km 処理場 面積 11.149ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 北多摩二号幹線の一部管径変更 ○・4.5→○・4.25
青海、福生、昭島、及び立川都市計画下水道多摩川左岸多摩川上流流域下水道	平 10.3.20	東京都告示第293号					汚水 8,782 雨水 1,189			汚水 39.11km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更
多摩、八王子、日野及び町田市都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道	平 10.3.20	東京都告示第293号					6,420			39.76km 処理場 面積 32.10ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 処理区界の変更
日野及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道	平 10.3.20	東京都告示第293号					4,423			9.63km 処理場 面積 16.072ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 処理区界の変更
八王子、昭島、日野、福生及び秋多都市計画下水道多摩川右岸秋川流域下水道	平 10.3.20	東京都告示第293号					7,370			32.31km 処理場 面積 32.00ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道	平 10.3.20	東京都告示第293号					汚水 8,041 雨水 902			汚水 40.57km 雨水 48.04km 処理場 面積 21.11ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 小平壺園(68ha)を処理区域に編入 黒目川雨水幹線の一部管径変更 ○・4.0→○・3.0 出水川雨水幹線の一部管径変更 ○・3.25→○・4.0、 □・4.0×4.0→○・4.0

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
荒川右岸東京流域下水道事業			平10.9.21	建設省告示第1,721号	平10.9.9	建設省東京都下流発第6号	ha 汚水 8,041 雨水 902	昭47～平17年度	169,007	km 汚水 40.57km 雨水 7.47km 処理場面積 21.3ha	下水排除面積の変更 汚水7,884→8,041ha 雨水 921→902ha 黒目川雨水幹線の一部管径変更 ○4.0m→○3.0m 出水川雨水幹線の一部管径変更 ○3.25m→○4.0m □4.0×4.0m→□4.0m 事業期間の延伸 H12年度末→H17年度末
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (北多摩二号処理区) (南多摩処理区) (浅川処理区) (秋川処理区)					平11.5.11	建設省東京都下流発第3号	5,123	43～12	103,554	管きよ 22.13km 処理場面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 4系列: 54,400m³/日
							1,597	43～12	94,863	管きよ 10.67km 処理場面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 4系列: 15,500m³/日 北多摩二号幹線の一部管径変更 ○4.5m→○4.25m
							6,420	43～12	107,189	汚水 39.11km 処理場面積 26.4ha	(南多摩処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 5系列: 43,600m³/日
							4,423	43～12	93,007	汚水 6.93km 処理場面積 16.38ha	(浅川処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 3系列: 36,400m³/日
							7,370	43～12	123,814	汚水 32.31km 処理場面積 32.0ha	(秋川処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 3系列: 28,000m³/日
荒川右岸東京流域下水道事業					平11.12.24	建設省東京都下流発第11号	汚水 8,041 雨水 902	47～12	169,007	汚水 40.57km 雨水 7.47km 処理場面積 21.25ha	処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 1系列: 70,800m³/日 4系列: 70,800m³/日 処理場面積の変更 21.3ha→21.25ha
多摩川流域下水道事業 (野川処理区) (北多摩一号処理区) (北多摩二号処理区) (多摩川上流処理区) (南多摩処理区)				建設省告示第1,135号			4,491	43～17	18,237	管きよ 18.90km 処理場 なし	(野川処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 下水排除面積の変更
				建設省告示第1,136号			5,123	43～17	103,554	管渠 22.13km 処理場面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度
			平12.4.16	建設省告示第1,132号	平12.3.16	建設省東京都下流発第5号の2	1,597	43～17	94,863	管渠 10.67km 処理場面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度
				建設省告示第1,133号			汚水 8,782 雨水 1,189	43～17	110,915	汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 下水排除面積の変更
				建設省告示第1,138号			6,420	43～17	107,189	汚水 39.11km 処理場面積 26.4ha	(南多摩処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備 考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業 (浅川処理区) (秋川処理区)			平 12. 4. 16	建設省告示第1,134号	平 12. 3. 16	建設省東京都下流発第5号の2	ha	昭43～ 平17年度	百万円	km	(浅川処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度
				建設省告示第1,137号			4,423				
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (南多摩処理区)			平 13. 3. 9	関東地方整備局告示第22号	平 13. 2. 6	国関整都整第8号	5,123	43～17	103,554	管きよ 22.13km 処理場 面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 機械(遠心)濃縮機の設置 濃縮棟の設置
荒川右岸東京流域下水道事業					平 14. 3. 25	国関整都整第236号の2	汚水 8,041 雨水 902	47～17	169,007	汚水 40.57km 雨水 8.10km 処理場 面積 21.25h	落合川雨水幹線を延伸し既設黒目川幹線と接続し、落合川雨水幹線を流下型貯留管として整備 落合川雨水幹線の延伸と管径変更 L=2,120m→2,720m ○4.5m→○4.0m →□3.8m×3.8m→○2.4m 小平雨水幹線の延伸と管径変更 L=380m→410m ○3.25m→○2.2m
多摩川流域下水道事業 (多摩川上流処理区) (秋川処理区)					平 15. 3. 28	国関整都整第283号の2	汚水 8,782 雨水 1,189	43～17		汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 焼却炉の更新 既 50t 150t 既100t (新設) 処理場連絡管廊の設置 ○3.5m
							7,446				
多摩川流域下水道事業 (多摩川上流処理区) (南多摩処理区)					平 18. 3. 3	国関整都整第170号の2	汚水 6,941 雨水 1,189	43～22	138,905	汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 奥多摩町を計画処理区域に編入 多摩川上流幹線 ○3000～○200 27,580m(15,040m増) 青梅ポンプ場 第5系列(嫌気・無酸素・好気法)を新設
							5,059				

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備 考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (多摩川上流処理区) (南多摩処理区) (浅川処理区) (秋川処理区)							ha		百万円	km	(北多摩一号処理区) 南多摩水再生センターと連絡管廊で接続 ○3.5m
					平 19. 9. 11	国 関 整 都 第 58 号 の 2	5, 123	昭43～ 平22年度	114, 733	汚水 22. 13km 処理場 面積 13. 94ha	
							汚水 7, 081 雨水 1, 189	43～22	133, 062	汚水 46. 91km 雨水 7. 28km 処理場 面積 16. 00ha	(多摩川上流処理区) 事業区域の拡大 汚水6, 941→7, 081ha 多摩川上流雨水幹線に接続点を追加と最上流部の断面変更 48箇所→49箇所 ○200mm→○250mm 残堀川幹線の一部ルート変更 L=14. 34m→14. 38m 清流復活用の設備の変更 砂ろ過設備→急速ろ過
							5, 104	43～22	109, 490	汚水 23. 15km 処理場 面積 26. 4ha	(南多摩処理区) 事業区域の拡大 汚水5, 059→5, 104ha 北多摩一号水再生センターと連絡管廊で接続 ○3. 5m
							3, 730	43～22	79, 410	汚水 9. 63km 処理場 面積 16. 38ha	(浅川処理区) 事業区域の拡大 汚水3, 703→3, 730ha
荒川右岸 東京流域 下水道事業					平 19. 9. 11	国 関 整 都 第 59 号 の 2	汚水 7, 966 雨水 902	47～22	170, 219	汚水 40. 57km 雨水 8. 10km 処理場 面積 21. 25ha	焼却炉5基のうち1基を流動床式からガス化炉方式に変更 特高受電棟の増設
多摩川流域 下水道事業 (野川処理区)					平 20. 1. 23	国 関 整 都 第 161 号 の 2	汚水 4, 400 雨水 1, 180	43～22	20, 404	汚水 14. 79km 雨水 4. 11km	野川下流部雨水貯留池(20,000m <sup>3</sup> ) を新たに整備する。
青海、福生、 昭島、及び 立川都市計 画下水道 多摩川左岸 多摩川上流 流域下水道	平 20. 3. 7	東京 都 告 示 第 285 号					7, 081			汚水 46. 86km 処理場 面積 16. 00ha	幹線ルート及び延長の一部変更 ・残堀川幹線 ○3, 000～○250 14, 390m
多摩川流 域下水道 事業 (多摩上流 処理区)			平 20. 6. 30	国 関 整 計 管 認 東 第 3 号 の 2	平 20. 6. 30	国 関 整 都 第 8 号 の 2	7, 081	43～22	133, 062	汚水 46. 86km	20. 3. 7 東京都告示第285号 幹線ルート及び延長の一部変更 ・残堀川 14, 390m

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備 考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域 ha	事業施行期間	事業費 百万円	計画基準 km	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
多摩川流域 下水道事業 (北多摩一 号処理区) (北多摩二 号処理区) (南多摩 処理区) (浅川処理 区)					平 22. 3. 31	国 関 整 都 整 第173号	5, 123	昭43～ 平22年度	114, 773	管きよ 22.13km 処理場 面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 送水棟、送泥棟の設置 汚泥焼却炉と脱水機を一部廃止 し、南多摩水再生センターに更新 する。
							1, 597	43～22	98, 202	管きよ 10.67km 処理場 面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 北多摩二号幹線に接続点を追加 30箇所→31箇所
							5, 071	43～22	115, 450	汚水 23.15km 処理場 面積 26.4ha	(南多摩処理区) 事業区域の縮小 汚水5,104→5,071ha 送水棟、送泥棟の設置 重力濃縮槽の設置、汚泥焼却炉と 脱水機の更新
							3, 730	43～22	79, 531	汚水 9.63km 処理場 面積 16.38ha	(浅川処理区) 主ポンプを追加



### 3-2-2 下水道法事業計画の認可の概要

#### (1) 多摩川流域下水道の計画面積及び人口

処理区名	市 町 名	計画排水面積(ha)	計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)
野川	武蔵野市	256	256	33,100
	三鷹市	574	574	52,100
	府中市	219	219	8,500
	調布市	1,952	1,952	222,400
	小金井市	817	817	98,700
	狛江市	582	582	79,900
	小 計	4,400	4,400	494,700
北多摩一号	立川市	69	69	7,400
	府中市	2,506	2,506	246,700
	小金井市	232	232	16,500
	小平市	1,391	1,391	137,400
	東村山市	46	46	3,900
	国分寺市	879	879	96,300
	小 計	5,123	5,123	508,200
北多摩二号	立川市	548	548	43,300
	国分寺市	269	269	27,700
	国立市	780	780	78,100
	小 計	1,597	1,597	149,100
多摩川上流	立川市	—	517	36,200
	青梅市	501	2,176	144,400
	昭島市	—	1,379	110,400
	福生市	156	663	61,800
	武蔵村山市	—	608	26,400
	羽村市	532	854	56,900
	瑞穂町	—	830	34,800
	奥多摩町	—	53	1,400
	小 計	1,189	7,081	472,300
南多摩	八王子市	—	1,663	115,100
	町田市	—	166	3,700
	日野市	—	232	18,000
	多摩市	—	2,017	146,300
	稲城市	—	993	83,900
	小 計	—	5,071	367,000
浅川	八王子市	—	2,115	141,700
	日野市	—	1,615	126,700
	小 計	—	3,730	268,400
秋川	八王子市	—	3,816	215,300
	昭島市	—	0	100
	日野市	—	397	32,500
	羽村市	—	6	600
	あきる野市	—	1,343	83,500
	日の出町	—	700	15,800
	檜原村	—	83	2,800
	小 計	—	6,345	350,600
合 計		12,309	33,347	2,610,300

※平成21年度までの事業認可による。

(2) 荒川右岸東京流域下水道の計画面積及び人口

処理区名	市町名	計画排水面積 (ha)	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)
荒川右岸	武蔵野市	—	90	10,000
	小金井市	—	84	1,800
	小平市	276	655	53,900
	東村山市	206	1,651	149,700
	東大和市	—	1,009	82,700
	清瀬市	—	1,019	74,000
	東久留米市	420	1,292	116,400
	武蔵村山市	—	581	41,100
	西東京市	—	1,585	195,600
計		902	7,966	725,200

※平成21年度までの事業認可による。

(3) 多摩川流域下水道の管きよ

凡例	◎	: 円形管
	□	: 現場打ち鉄筋コンクリート渠 (矩形渠)
	■	: " (馬蹄渠)

処理区 の名称	管渠ルート の名称	位 置		最大内のり 寸法(mm)	最小内のり 寸法(mm)	延長 (m)	摘要 (m)
		起 点	終 点				
野 川	野川第一幹線	世田谷区喜多見町七丁目	武蔵野市境五丁目	◎ 2,400	◎ 1,800	12,970	汚水管
	野川第二幹線	三鷹市大沢二丁目	武蔵野市境五丁目	□ 7,000× 4,000×2	◎ 4,250	4,110	雨水管
	調布幹線	狛江市和泉一丁目	調布市染地三丁目	◎ 1,350	◎ 1,200	1,820	18,900
北多摩 一号	北多摩一号東幹線	府中市岬立町五丁目	小金井市貫井南町三丁目	□ 9,000× 6,500	□ 3,400	7,800	24,150
	北多摩一号西幹線	府中市岬立町五丁目	小金井市貫井南町三丁目	□ 9,000× 6,500	◎ 5,000	5,870	
	北多摩一号北幹線	小金井市貫井南町三丁目	小平市天神町一丁目	◎ 5,000	◎ 4,000	3,650	
	国分寺幹線	小金井市貫井南町二丁目	国分寺市東元町一丁目	□ 4,300× 4,300	◎ 4,300	970	
	恋ヶ窪幹線	小金井市貫井南町三丁目	立川市若葉町三丁目	◎ 5,000	◎ 3,000	5,860	
北多摩 二号	北多摩二号幹線	府中市四谷五丁目	立川市幸町三丁目	□ 6,000× 3,000×2	◎ 4,250	10,670	10,670
多摩川 上流	羽村幹線	福生市大字福生字加美	羽村市栄町三丁目	◎ 1,500	◎ 900	4,950	46,810
	残堀川幹線	昭島市宮沢町字谷下	瑞穂町大字長岡長谷部字水久保	□ 2,500× 2,900	◎ 800	14,340	
	多摩川上流幹線	昭島市宮沢町字谷下	青梅市河辺町六丁目	■ 3,000× 3,000	◎ 200	27,520	
南多摩	乞田幹線	稲城市大字大丸字14号	八王子市大字鎌水字浜道	◎ 1,800	◎ 800	12,640	23,150
	大栗幹線	稲城市大字大丸字13号	多摩市大字和田字10号	◎ 1,800	◎ 1,100	6,050	
	稲城幹線	稲城市大字大丸字13号	稲城市大字矢野口字松葉	◎ 2,000	◎ 600	4,460	
浅 川	浅川幹線	日野市大字石田	八王子市長沼町	□ 1,500× 1,500×2	◎ 2,000	6,260	9,630
	日野幹線	日野市大字石田	日野市栄町一丁目	◎ 2,000	◎ 1,350	3,370	
秋 川	秋川幹線	八王子市小宮町	日の出町大字平井字狩宿	◎ 3,000	◎ 1,350	16,720	42,910
	平井川幹線	あきる野市大字小川字下川原	日の出町大字平井字三吉野下平井	◎ 1,350	◎ 1,350	5,900	
	八王子幹線	八王子市石川町	八王子市横川町	◎ 2,400	◎ 1,650	7,450	
	大和田幹線	八王子市大和田町五丁目	日野市西平山五丁目	◎ 1,500	◎ 1,500	1,160	
	石川幹線	八王子市石川町	日野市日野台二丁目	◎ 1,000	◎ 900	1,080	
	あきる野幹線	あきる野市大字伊奈字柴木	檜原村大字下元郷	□ 1,500× 1500	◎ 200	10,600	
計						176,220	
多摩川 上流	多摩川上流雨水幹線	福生市北田園二丁目	青梅市大字新町字南植木外	◎ 6,500	◎ 3,750	7,280	
分流式雨水幹線計				◎ 6,500	◎ 3,750	7,280	

#### (4) 荒川右岸東京流域下水道の管きょ

管渠ルート の名称	位置		最大内のり 寸法(mm)	最小内のり 寸法(mm)	延長 (m)	摘要 (m)
	起 点	終 点				
黒目幹線	清瀬市下宿三丁目	西東京市柳沢一丁目	□ 3,400×3,800	◎ 1,500	12,150	
小平幹線	東久留米市中央町五丁目	小平市小金井三丁目	◎ 1,500	◎ 1,500	1,240	
柳瀬幹線	清瀬市下宿一丁目	武蔵村山市大南五丁目	◎ 2,200	◎ 1,200	16,270	
東大和幹線	東村山市本町二丁目	武蔵村山市中藤五丁目	◎ 1,500	◎ 1,500	5,970	
田無幹線	西東京市西原町二丁目	西東京市向台町六丁目	◎ 1,800	◎ 1,500	2,560	
東久留米幹線	東久留米市幸町五丁目	東村山市恩多町一丁目	◎ 1,800	◎ 1,500	2,380	
分流式汚水幹線計					40,570	
黒目川雨水幹線	東久留米市下里一丁目	東村山市萩山町五丁目	□ 4,500×4,500×2	◎ 3,000	4,040	
出水川雨水幹線	東久留米市下里二丁目	東久留米市下里四丁目	□ 4,900×4,900	◎ 4,000	930	
落合川雨水幹線	東久留米市中央町五丁目	小平市大沼町二丁目	□ 3,800×3,800	◎ 2,400	2,720	
小平雨水幹線	小平市花小金井三丁目	小平市花小金井三丁目	◎ 2,200	◎ 2,200	410	
分流式雨水幹線計					8,100	

## (5) ポンプ施設

### 多摩川流域下水道

名 称	位 置	敷地面積	摘 要
稲城ポンプ所	稲城市矢野口字松葉	1,500m <sup>2</sup>	南多摩処理区
青梅ポンプ所	青梅市沢井	1,300m <sup>2</sup>	多摩川上流処理区

### 3-2-3 施工済みの事業

#### (1) 流域下水道建設工事

事業名	予算額 (円)	決算額 (円)	竣工延長 (m)	施工年度	備考
流域下水道事業	102,820,000	102,819,017	—	昭和43年	
〃	1,135,000,000	1,100,018,614	20	44	
〃	2,250,000,000	2,108,638,136	3,718	45	
〃	5,464,000,000	4,291,627,284	2,754	46	
〃	9,400,000,000	9,129,927,851	11,574	47	
〃	12,000,000,000	6,458,031,891	3,076	48	
〃	16,000,000,000	10,963,271,819	5,871	49	
〃	16,000,000,000	12,681,156,107	4,793	50	
〃	16,000,000,000	12,235,460,985	4,057	51	
〃	17,000,000,000	15,041,287,182	8,112	52	
〃	20,000,000,000	17,885,033,254	11,374	53	
〃	23,000,000,000	18,059,314,647	7,852	54	
〃	23,000,000,000	24,094,155,518	11,892	55	
〃	23,000,000,000	20,333,384,970	2,257	56	
〃	23,000,000,000	16,738,193,843	7,528	57	
〃	24,000,000,000	14,727,189,243	4,734	58	
〃	24,000,000,000	15,252,509,575	11,618	59	
〃	20,000,000,000	16,092,652,107	3,739	60	
〃	20,000,000,000	18,656,051,024	6,788	61	
〃	27,000,000,000	25,576,536,574	6,755	62	
〃	28,000,000,000	26,110,228,726	6,285	63	
〃	31,700,000,000	27,420,203,974	2,319	平成元年	
〃	33,800,000,000	27,769,773,015	10,105	2	
〃	30,700,000,000	29,164,364,828	9,880	3	
〃	31,500,000,000	31,432,389,842	8,642	4	
〃	31,300,000,000	30,531,852,881	1,982	5	
〃	29,000,000,000	27,073,109,325	1,103	6	
〃	30,500,000,000	29,010,583,922	1,601	7	
〃	28,500,000,000	26,346,713,362	1,572	8	
〃	28,500,000,000	27,381,399,641	1,565	9	
〃	30,500,000,000	30,260,654,316	792	10	
〃	18,000,000,000	17,693,485,350	3,982	11	
〃	18,000,000,000	16,960,880,446	3,660	12	
〃	18,500,000,000	17,997,283,403	2,759	13	
〃	16,500,000,000	17,038,386,129	3,843	14	
〃	14,800,000,000	14,506,635,436	5,305	15	
〃	13,300,000,000	12,080,254,380	1,683	16	
〃	13,300,000,000	9,999,628,968	2,532	17	
〃	12,700,000,000	13,662,637,240	0	18	
〃	12,300,000,000	9,626,792,271	1,240	19	
〃	12,900,000,000	11,775,284,164	1,976	20	
〃	12,900,000,000	13,392,388,834	0	21	
計	819,551,820,000	728,762,190,094	191,338		

(注) 予算額には前年度からの繰越額は含まない。

(2) 受託事業

事業名	予算額 (円)	決算額 (円)	竣工延長 (m)	施工年度	備考
流域下水道事業	175,000,000	79,904,841	—	昭和43年	
〃	1,627,000,000	1,442,250,000	1,141	44	
〃	969,500,000	961,730,000	1,081	45	
〃	512,000,000	376,264,000	1,205	46	
〃	170,000,000	69,319,329	0	47	
〃	1,106,300,000	766,119,023	1,645	48	
〃	1,216,000,000	827,215,344	104	49	
〃	1,834,000,000	1,584,633,328	226	50	
〃	1,562,000,000	1,288,715,452	896	51	
〃	1,394,000,000	803,921,484	9	52	
〃	915,000,000	762,244,102	1,776	53	
〃	1,000,000,000	756,774,378	0	54	
〃	1,800,000,000	1,741,240,067	0	55	
〃	2,400,000,000	2,326,414,551	1,133	56	
〃	3,326,000,000	2,052,601,597	1,296	57	
〃	3,800,000,000	2,354,348,330 (384,058,071)	4,116	58	
〃	2,500,000,000	2,359,751,954 (206,056,093)	962	59	
〃	2,500,000,000	2,284,116,540 (53,810,664)	3,246	60	
〃	2,200,000,000	1,928,891,421 (458,344,686)	1,455	61	
〃	3,395,000,000	3,070,896,842 (122,411,431)	1,738	62	
〃	3,742,000,000	3,331,222,296 (151,910,303)	0	63	
〃	3,951,000,000	3,372,980,292 (157,307,128)	0	平成元年	
〃	5,115,000,000	4,587,938,729 (886,796,083)	644	2	
〃	4,272,000,000	3,185,748,648 (220,742,740)	0	3	
〃	4,735,122,000	4,395,185,259 (259,188,314)	331	4	
〃	5,586,000,000	4,787,923,869 (235,605,866)	0	5	
〃	6,442,000,000	5,673,731,580 (272,560,309)	1,844	6	
〃	6,502,000,000	5,786,478,303 (250,175,597)	3,809	7	
〃	6,560,000,000	5,511,061,401 (251,726,178)	4,318	8	
〃	5,919,000,000	5,125,735,524 (224,093,947)	5,360	9	
〃	5,197,000,000	4,355,497,382 (219,291,796)	4,414	10	
〃	4,126,000,000	3,346,892,423 (258,688,850)	0	11	
〃	3,984,000,000	3,611,734,196 (221,129,546)	0	12	
〃	228,000,000	207,813,958 (207,813,958)	0	13	
〃	228,000,000	215,090,901 (215,090,901)	0	14	
〃	236,000,000	207,849,612 (207,849,612)	0	15	
〃	236,000,000	220,589,286 (220,589,286)	0	16	
計	101,460,922,000	85,760,826,242 (5,685,241,359)	42,749		

( ) 内は清流復活等の受託

### 3-3 営業

#### 3-3-1 流入水量

過去10年間の処理区別・市町村別流入水量は次のとおりである。

##### (1) 野川処理区流入水量

(単位：m<sup>3</sup>)

年度	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	計
12	5,461,150	7,912,064	1,843,663	34,544,676	14,303,693	11,486,074	75,551,320
13	5,808,069	8,202,020	1,921,033	36,094,771	14,745,612	11,836,955	78,608,460
14	5,804,472	8,094,713	1,910,832	35,985,760	14,730,146	11,815,957	78,341,880
15	5,859,964	8,345,850	1,680,904	36,821,332	15,045,287	12,009,953	79,763,290
16	5,888,221	8,665,720	1,215,721	37,696,561	15,433,714	12,252,953	81,152,890
17	5,751,217	7,897,109	1,108,588	36,700,823	14,480,390	11,689,113	77,627,240
18	6,079,903	8,557,640	1,198,046	38,354,350	15,087,777	12,155,794	81,433,510
19	5,579,442	7,587,865	1,037,385	34,302,872	13,794,747	10,994,319	73,296,630
20	6,145,028	9,063,093	1,304,662	39,847,304	15,722,300	12,371,193	84,453,580
21	5,722,277	8,078,499	1,140,436	36,856,293	14,353,897	11,305,568	77,456,970

##### (2) 北多摩一号処理区流入水量

(単位：m<sup>3</sup>)

年度	立川市	府中市	小金井市	小平市	東村山市	国分寺市	計
12	942,627	35,925,893	3,311,083	21,688,582	698,579	14,593,956	77,160,720
13	907,384	35,911,974	3,245,178	21,380,864	687,284	14,559,376	76,692,060
14	924,174	36,497,560	3,267,241	21,539,504	702,946	14,263,505	77,194,930
15	888,706	36,257,658	3,183,861	20,981,496	683,962	14,117,677	76,113,360
16	968,466	38,767,173	3,451,421	22,373,717	728,348	15,159,345	81,448,470
17	838,810	35,666,565	3,013,984	19,368,008	662,069	13,474,854	73,024,290
18	931,953	37,406,619	3,278,752	20,850,757	703,971	14,323,278	77,495,330
19	887,042	36,733,086	3,212,493	20,100,073	670,587	13,902,749	75,506,030
20	1,016,039	40,239,293	3,661,747	22,737,977	801,655	15,815,199	84,271,910
21	878,570	37,456,657	3,319,093	20,739,442	685,076	14,273,392	77,352,230

##### (3) 北多摩二号処理区流入水量

(単位：m<sup>3</sup>)

年度	立川市	国分寺市	国立市	計
12	5,351,515	3,391,639	10,192,476	18,935,630
13	5,575,472	3,416,540	10,473,978	19,465,990
14	5,918,665	3,570,073	10,501,312	19,990,050
15	5,853,459	3,515,137	10,767,134	20,135,730
16	6,082,662	3,493,438	10,773,300	20,349,400
17	5,802,924	3,328,315	10,472,201	19,603,440
18	5,801,486	3,433,367	10,614,657	19,849,510
19	5,800,419	3,210,789	9,778,682	18,789,890
20	6,024,348	3,508,560	10,662,162	20,195,070
21	4,783,685	3,032,433	9,361,592	17,177,710



(4) 多摩川上流処理区流入水量

(単位：m<sup>3</sup>)

年度	立川市	青梅市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	瑞穂町	奥多摩町	計
12	3,908,517	17,113,592	15,040,174	9,729,299 1,837,510	4,463,214 565,767	8,701,857	4,015,227	-	62,971,880 2,403,277
13	3,747,424	16,244,359	14,553,001	9,555,056 1,806,082	4,184,608 522,389	8,416,698	3,967,764	-	60,668,910 2,328,471
14	3,878,564	16,637,468	14,879,809	9,643,155 1,809,617	4,191,348 482,560	8,584,238	3,968,315	-	61,782,897 2,292,177
15	3,808,698	16,618,003	14,995,583	9,505,436 1,983,874	4,208,952 561,249	8,760,500	4,309,368	-	62,206,540 2,545,123
16	3,796,663	16,692,787	14,848,257	9,565,551 1,982,280	4,314,897 636,801	8,361,583	4,340,002	-	61,919,740 2,619,081
17	3,624,205	15,893,128	14,202,988	9,168,550 1,935,227	4,261,289 716,013	7,997,544	4,121,956	-	59,269,660 2,651,240
18	3,754,175	16,428,695	14,986,203	9,238,793 1,911,411	4,515,996 783,177	8,039,872	4,384,626	-	61,348,360 2,694,588
19	3,761,439	16,060,217	14,583,160	9,300,174 2,212,693	4,702,509 811,387	7,837,620	4,121,601	-	60,366,720 3,024,080
20	4,130,503	17,016,103	15,406,499	9,558,898 2,154,438	4,907,546 699,122	8,252,668	4,278,903	-	63,551,120 2,853,560
21	4,052,912	15,101,260	14,003,239	9,396,523 2,678,170	4,208,365 395,513	7,166,067	3,875,578	7,896	57,811,840 3,073,683

(注) 福生市及び武蔵村山市の下段は内書きで、横田基地からの排除水量である。

(5) 南多摩処理区流入水量

(単位：m<sup>3</sup>)

年度	八王子市	町田市	日野市	多摩市	稲城市	多摩都市 整備本部 (※)	計
13	2,433,043	-	1,763,924	5,634,955	3,814,664	22,931,624	36,578,210
14	11,538,835	346,273	1,762,918	18,268,852	5,775,972	-	37,692,850
15	10,305,347	476,419	1,563,520	16,583,766	5,779,048	-	34,708,100
16	12,001,699	708,009	1,752,921	18,753,120	7,294,201	-	40,509,950
17	11,168,276	854,486	1,611,443	17,671,444	7,132,581	-	38,438,230
18	11,581,241	917,797	1,630,166	17,831,344	7,534,372	-	39,494,920
19	11,281,274	1,064,819	1,564,457	17,067,449	7,463,421	-	38,441,420
20	12,126,161	1,199,554	1,644,805	17,898,089	8,185,561	-	41,054,170
21	11,925,924	1,256,381	1,578,417	17,175,678	8,043,190	-	39,979,590

(注) 南多摩水再生センターは、平成13年4月に多摩都市整備本部から移管を受けた。

(※) 平成13年度のみ多摩都市整備本部が多摩ニュータウン公共下水道区域内分を負担した。

**(6) 浅川処理区流入水量** (単位：m<sup>3</sup>)

年度	八王子市	日野市	計
12	10,640,434	7,830,006	18,470,440
13	12,012,705	8,906,165	20,918,870
14	12,335,898	9,806,162	22,142,060
15	13,551,389	10,813,811	24,365,200
16	13,789,153	11,393,757	25,182,910
17	13,984,960	11,621,470	25,606,430
18	14,955,096	12,191,944	27,147,040
19	15,182,516	12,396,804	27,579,320
20	15,880,890	12,854,860	28,735,750
21	15,316,567	12,464,083	27,780,650

**(7) 秋川処理区流入水量**

(単位：m<sup>3</sup>)

年度	八王子市	昭島市	日野市	羽村市	あきる野市	日の出町	檜原村	計
12	8,980,269	-	4,277,609	-	5,480,080	1,560,912	-	20,298,870
13	10,828,391	-	4,325,269	-	6,323,061	1,654,829	-	23,131,550
14	12,328,081	-	4,229,983	-	6,971,887	1,696,849	-	25,226,800
15	13,441,790	-	4,251,735	-	7,120,473	1,857,662	-	26,671,660
16	14,965,805	-	4,199,859	-	7,592,773	2,000,013	-	28,758,450
17	16,024,186	-	4,157,148	-	7,754,514	1,933,972	-	29,869,820
18	17,428,248	-	4,159,818	-	7,939,915	2,144,559	17,350	31,689,890
19	18,793,746	-	4,103,270	-	7,888,334	2,204,711	53,309	33,043,370
20	21,622,469	-	4,451,317	32,951	8,276,676	2,732,936	81,901	37,198,250
21	20,813,536	-	4,015,434	44,294	7,711,255	2,597,382	108,219	35,290,120

## (8) 荒川右岸処理区流入水量

(単位：m<sup>3</sup>)

年度	武蔵野市	小金井市	小平市	東村山市	東大和市	清瀬市
12	1,057,248	210,521	5,041,747	16,087,808	8,810,062	8,238,304
13	1,125,440	205,651	5,146,674	15,978,604	8,698,125	8,219,887
14	1,083,129	196,157	5,188,651	15,783,826	8,800,727	8,126,665
15	1,224,343	206,773	5,219,628	15,987,597	9,000,142	8,221,901
16	1,538,472	201,729	5,574,274	16,552,828	9,403,927	8,653,049
17	1,160,539	192,175	5,777,203	16,489,350	9,338,216	8,678,533
18	1,356,058	198,678	6,078,157	17,018,670	9,866,150	8,928,200
19	1,297,263	187,552	5,901,505	16,407,424	9,612,406	8,426,521
20	1,347,295	200,217	6,281,016	17,411,154	10,121,965	9,030,758
21	1,254,109	189,810	6,025,125	16,733,545	9,609,582	8,447,467
年度	東久留米市	武蔵村山市	保谷市	田無市	西東京市	計
12	12,251,647	4,837,954	10,952,084	9,436,685	-	76,924,060
13	12,390,374	4,708,998	※	※	20,322,467	76,796,220
14	12,268,977	4,703,536	※	※	20,053,132	76,204,800
15	12,652,023	4,769,291	※	※	20,154,002	77,435,700
16	13,149,408	4,940,436	※	※	21,172,527	81,186,650
17	12,772,096	4,830,402	※	※	20,836,716	80,075,230
18	13,186,034	5,052,700	※	※	21,783,413	83,468,060
19	12,675,208	4,707,992	※	※	20,854,279	80,070,150
20	13,340,030	4,988,647	※	※	22,047,898	84,768,980
21	12,677,537	4,795,861	※	※	21,055,364	80,788,400

※田無市・保谷市は合併により13年度から西東京市として記載

### 3-3 営業

#### 3-3-2 維持管理負担金

過去10年間の処理区別・市町村別維持管理負担金は次のとおりである。

##### (1) 野川処理区負担金

(単位：円)

年度	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	計
12	207,523,700	300,658,432	70,059,194	1,312,697,688	543,540,334	436,470,812	2,870,950,160
13	220,706,622	311,676,760	72,999,254	1,371,601,298	560,333,256	449,804,290	2,987,121,480
14	220,569,936	307,599,094	72,611,616	1,367,458,880	559,745,548	449,006,366	2,976,991,440
15	222,678,632	317,142,300	63,874,352	1,399,210,616	571,720,906	456,378,214	3,031,005,020
16	223,752,398	329,297,360	46,197,398	1,432,469,318	586,481,132	465,612,214	3,083,809,820
17	218,546,246	300,090,142	42,126,344	1,394,631,274	550,254,820	444,186,294	2,949,835,120
18	231,036,314	325,190,320	45,525,748	1,457,465,300	573,335,526	461,920,172	3,094,473,380
19	212,018,796	288,338,870	39,420,630	1,303,509,136	524,200,386	417,784,122	2,785,271,940
20	233,511,064	344,397,534	49,577,156	1,514,197,552	597,447,400	470,105,334	3,209,236,040
21	217,446,526	306,982,962	43,336,568	1,400,539,134	545,448,086	429,611,584	2,943,364,860

##### (2) 北多摩一号処理区負担金

(単位：円)

年度	立川市	府中市	小金井市	小平市	東村山市	国分寺市	計
12	35,819,826	1,365,183,934	125,821,154	824,166,116	26,546,002	554,570,328	2,932,107,360
13	34,480,592	1,364,655,012	123,316,764	812,472,832	26,116,792	553,256,288	2,914,298,280
14	35,118,612	1,386,907,280	124,155,158	818,501,152	26,711,948	542,013,190	2,933,407,340
15	33,770,828	1,377,791,004	120,986,718	797,296,848	25,990,556	536,471,726	2,892,307,680
16	36,801,708	1,473,152,574	131,153,998	850,201,246	27,677,224	576,055,110	3,095,041,860
17	31,874,780	1,355,329,470	114,531,392	735,984,304	25,158,622	512,044,452	2,774,923,020
18	35,414,214	1,421,451,522	124,592,576	792,328,766	26,750,898	544,284,564	2,944,822,540
19	33,707,596	1,395,857,268	122,074,734	763,802,774	25,482,306	528,304,462	2,869,229,140
20	38,609,482	1,529,093,134	139,146,386	864,043,126	30,462,890	600,977,562	3,202,332,580
21	33,385,660	1,423,352,966	126,125,534	788,098,796	26,032,888	542,388,896	2,939,384,740

##### (3) 北多摩二号処理区負担金

(単位：円)

年度	立川市	国分寺市	国立市	計
12	203,357,570	128,882,282	387,314,088	719,553,940
13	211,867,936	129,828,520	398,011,164	739,707,620
14	224,909,270	135,662,774	399,049,856	759,621,900
15	222,431,442	133,575,206	409,151,092	765,157,740
16	231,141,156	132,750,644	409,385,400	773,277,200
17	220,511,112	126,475,970	397,943,638	744,930,720
18	220,456,468	130,467,946	403,356,966	754,281,380
19	220,415,922	122,009,982	371,589,916	714,015,820
20	228,925,224	133,325,280	405,162,156	767,412,660
21	181,780,030	115,232,454	355,740,496	652,752,980

(4) 多摩川上流処理区負担金

(単位：円)

年度	立川市	青梅市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	瑞穂町	奥多摩町	計
12	148,523,646	650,316,496	571,526,612	369,713,362 69,825,380	169,602,132 21,499,146	330,670,566	152,578,626	-	2,392,931,440 91,324,526
13	142,402,112	617,285,642	553,014,038	363,092,128 68,631,116	159,015,104 19,850,782	319,834,524	150,775,032	-	2,305,418,580 88,481,898
14	147,385,432	632,223,784	565,432,742	366,439,890 68,765,446	159,271,224 18,337,280	326,201,044	150,795,970	-	2,347,750,086 87,102,726
15	144,730,524	631,484,114	569,832,154	361,206,568 75,387,212	159,940,176 21,327,462	332,899,000	163,755,984	-	2,363,848,520 96,714,674
16	144,273,194	634,325,906	564,233,766	363,490,938 75,326,640	163,966,086 24,198,438	317,740,154	164,920,076	-	2,352,950,120 99,525,078
17	137,719,790	603,938,864	539,713,544	348,404,900 73,538,626	161,928,982 27,208,494	303,906,672	156,634,328	-	2,252,247,080 100,747,120
18	142,658,650	624,290,410	569,475,714	351,074,134 72,633,618	171,607,848 29,760,726	305,515,136	166,615,788	-	2,331,237,680 102,394,344
19	142,934,682	610,288,246	554,160,080	353,406,612 84,082,334	178,695,342 30,832,706	297,829,560	156,620,838	-	2,293,935,360 114,915,040
20	156,959,114	646,611,914	585,446,962	363,238,124 81,868,644	186,486,748 26,566,636	313,601,384	162,598,314	-	2,414,942,560 108,435,280
21	154,010,656	573,847,880	532,123,082	357,067,874 101,770,460	159,917,870 15,029,494	272,310,546	147,271,964	300,048	2,196,849,920 116,799,954

(注) 福生市及び武蔵村山市の下段は内書きで、横田基地からの排除水量分である。

(5) 南多摩処理区負担金

(単位：円)

年度	八王子市	町田市	日野市	多摩市	稲城市	多摩都市 整備本部 (※)	計
13	92,455,634	-	67,029,112	214,128,290	144,957,232	871,401,712	1,389,971,980
14	438,475,730	13,158,374	66,990,884	694,216,376	219,486,936	-	1,432,328,300
15	391,603,186	18,103,922	59,413,760	630,183,108	219,603,824	-	1,318,907,800
16	456,064,562	26,904,342	66,610,998	712,618,560	277,179,638	-	1,539,378,100
17	424,394,488	32,470,468	61,234,834	671,514,872	271,038,078	-	1,460,652,740
18	440,087,158	34,876,286	61,946,308	677,591,072	286,306,136	-	1,500,806,960
19	428,688,412	40,463,122	59,449,366	648,563,062	283,609,998	-	1,460,773,960
20	460,794,118	45,583,052	62,502,590	680,127,382	311,051,318	-	1,560,058,460
21	453,185,112	47,742,478	59,979,846	652,675,764	305,641,220	-	1,519,224,420

(注) 南多摩水再生センターは、平成13年4月に多摩都市整備本部から移管を受けた。

(※) 平成13年度のみ多摩都市整備本部が多摩ニュータウン公共下水道区域内分を負担した。

**(6) 浅川処理区負担金**

(単位：円)

年度	八王子市	日野市	計
12	404,336,492	297,540,228	701,876,720
13	456,482,790	338,434,270	794,917,060
14	468,764,124	372,634,156	841,398,280
15	514,952,782	410,924,818	925,877,600
16	523,987,814	432,962,766	956,950,580
17	531,428,480	441,615,860	973,044,340
18	568,293,648	463,293,872	1,031,587,520
19	576,935,608	471,078,552	1,048,014,160
20	603,473,820	488,484,680	1,091,958,500
21	582,029,546	473,635,154	1,055,664,700

**(7) 秋川処理区負担金**

(単位：円)

年度	八王子市	昭島市	日野市	羽村市	あきる野市	日の出町	檜原村	計
12	341,250,222	-	162,549,142	-	208,243,040	59,314,656	-	771,357,060
13	411,478,858	-	164,360,222	-	240,276,318	62,883,502	-	878,998,900
14	468,467,078	-	160,739,354	-	264,931,706	64,480,262	-	958,618,400
15	510,788,020	-	161,565,930	-	270,577,974	70,591,156	-	1,013,523,080
16	568,700,590	-	159,594,642	-	288,525,374	76,000,494	-	1,092,821,100
17	608,919,068	-	157,971,624	-	294,671,532	73,490,936	-	1,135,053,160
18	662,273,424	-	158,073,084	-	301,716,770	81,493,242	659,300	1,204,215,820
19	714,162,348	-	155,924,260	-	299,756,692	83,779,018	2,025,742	1,255,648,060
20	821,653,822	-	169,150,046	1,252,138	314,513,688	103,851,568	3,112,238	1,413,533,500
21	790,914,368	-	152,586,492	1,683,172	293,027,690	98,700,516	4,112,322	1,341,024,560

## (8) 荒川右岸処理区負担金

(単位：円)

年度	武蔵野市	小金井市	小平市	東村山市	東大和市	清瀬市
12	40,175,424	7,999,798	191,586,386	611,336,704	334,782,356	313,055,552
13	42,766,720	7,814,738	195,573,612	607,186,952	330,528,750	312,355,706
14	41,158,902	7,453,966	197,168,738	599,785,388	334,427,626	308,813,270
15	46,525,034	7,857,374	198,345,864	607,528,686	342,005,396	312,432,238
16	58,461,936	7,665,702	211,822,412	629,007,464	357,349,226	328,815,862
17	44,100,482	7,302,650	219,533,714	626,595,300	354,852,208	329,784,254
18	51,530,204	7,549,764	230,969,966	646,709,460	374,913,700	339,271,600
19	49,295,994	7,126,976	224,257,190	623,482,112	365,271,428	320,207,798
20	51,197,210	7,608,246	238,678,608	661,623,852	384,634,670	343,168,804
21	47,656,142	7,212,780	228,954,750	635,874,710	365,164,116	321,003,746
年度	東久留米市	武蔵村山市	保谷市	田無市	西東京市	計
12	465,562,586	183,842,252	416,179,192	358,594,030	-	2,923,114,280
13	470,834,212	178,941,924	※	※	772,253,746	2,918,256,360
14	466,221,126	178,734,368	※	※	762,019,016	2,895,782,400
15	480,776,874	181,233,058	※	※	765,852,076	2,942,556,600
16	499,677,504	187,736,568	※	※	804,556,026	3,085,092,700
17	485,339,648	183,555,276	※	※	791,795,208	3,042,858,740
18	501,069,292	192,002,600	※	※	827,769,694	3,171,786,280
19	481,657,904	178,903,696	※	※	792,462,602	3,042,665,700
20	506,921,140	189,568,586	※	※	837,820,124	3,221,221,240
21	481,746,406	182,242,718	※	※	800,103,832	3,069,959,200

※田無市・保谷市は合併により13年度から西東京市として記載